

むつ市議会第196回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成20年6月20日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第67号 指定管理者の指定の変更について

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 15番 目時 睦 男 議員

(2) 3番 新谷 泰 造 議員

(3) 5番 工藤 孝 夫 議員

(4) 4番 岡崎 健 吾 議員

(5) 25番 斉藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 鎌田 ちよ子 | 2番 | 澤藤 一雄 |
| 3番 | 新谷 泰造 | 4番 | 岡崎 健吾 |
| 5番 | 工藤 孝夫 | 6番 | 横垣 成年 |
| 7番 | 野呂 泰喜 | 8番 | 半田 義秋 |
| 9番 | 浅利 竹二郎 | 10番 | 中村 正志 |
| 11番 | 村川 壽司 | 12番 | 川端 一義 |
| 13番 | 新谷 功 | 14番 | 高田 正俊 |
| 15番 | 目時 睦男 | 16番 | 白井 二郎 |
| 17番 | 千賀 武由 | 18番 | 山本 留義 |
| 19番 | 馬場 重利 | 20番 | 佐々木 隆徳 |
| 21番 | 富岡 修 | 22番 | 菊池 広志 |
| 23番 | 山崎 隆一 | 24番 | 川端 澄男 |
| 25番 | 斉藤 孝昭 | 26番 | 富岡 幸夫 |
| 27番 | 村中 徹也 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 市長 | 宮下 順一郎 | 副市長 | 野戸谷 秀樹 |
| 教員 | 山本文三 | 教育長 | 牧野 正藏 |
| 企業 | 遠藤 雪夫 | 代表 | 菊池 十郎 |
| 選挙 | 佐々木 鉄郎 | 農委 | 立花 順一 |
| 総務 | 新谷 加水 | 総務 | 齋藤 秀人 |
| 総務 | 石田 三男 | 総務 | 工藤 正明 |
| 企画 | 近原 芳栄 | 民生 | 佐藤 吉男 |
| 保健 | 吉田 市夫 | 経済 | 櫛引 恒久 |
| 建設 | 太田 信輝 | 選挙 | 大芦 清重 |
| 監査 | 齋藤 純 | 教育 | 佐藤 節雄 |

| | | | | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------------|---|---|---|--------|
| 教 委 事 理 | 員 務 | 育 會 局 事 | 高 | 田 | 文 | 明 |
| 企 次 | 画 | 部 長 | 千 | 船 | 藤 | 四郎 |
| 民 次 | 生 | 部 長 | 松 | 橋 | 秀 | 人 |
| 經 副 農 課 | 濟 理 林 | 部 事 産 長 | 西 | 塚 | 廣 | 美 |
| 建 副 土 | 設 理 木 | 部 事 長 | 布 | 施 | 恒 | 夫 |
| 教 委 事 副 總 | 員 務 理 務 | 育 會 局 事 長 | 安 | 藤 | 哲 | 雄 |
| 企 画 | 画 | 部 長 | 伊 | 藤 | 道 | 郎 |
| 民 廢 對 總 | 生 策 主 | 部 物 課 幹 | 竹 | 山 | 清 | 信 |
| 建 建 | 設 課 | 部 長 | 鏡 | 谷 | | 晃 |
| 大 庁 | 舍 所 | 畑 長 | 佐 | 々 | 木 | 成 人 |
| 脇 庁 | 野 理 | 沢 舎 長 | 星 | | 久 | 南 |
| 總 課 | 務 長 | 部 課 佐 | 村 | 田 | | 尚 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|---------------------------------|---|---|---|---|
| 公 企 | 業 局 | 管 長 | 佐 | 藤 | 純 | 一 |
| 企 財 | 画 調 | 部 政 監 | 下 | 山 | 益 | 雄 |
| 民 副 廢 對 | 生 理 策 | 部 事 物 長 | 奧 | 島 | 慎 | 一 |
| 經 副 商 課 | 濟 理 工 | 部 事 光 長 | 中 | 嶋 | 達 | 朗 |
| 農 委 事 | 員 務 | 業 會 長 | 吉 | 田 | | 薰 |
| 教 委 事 副 市 久 課 | 員 務 理 水 | 育 會 局 事 民 少 長 | 成 | 田 | 晴 | 光 |
| 企 財 | 画 政 | 部 長 | 石 | 野 | | 了 |
| 保 福 介 課 | 社 福 | 健 部 社 長 | 岩 | 崎 | 若 | 男 |
| 川 庁 | 舍 所 | 内 長 | 工 | 藤 | 昭 | 治 |
| 脇 庁 | 野 舍 所 | 沢 長 | 船 | 澤 | 桂 | 逸 |
| 總 務 | 務 | 部 長 | 松 | 尾 | 秀 | 一 |
| 總 務 | 務 | 部 課 長 | 角 | 本 | | 力 |

事務局職員出席者

| | | | | |
|------------------|---|---|---|---|
| 事 務 局 長 | 河 | 野 | 健 | 二 |
| 總 括 主 幹 | 山 | 崎 | 幸 | 悦 |
| 主 幹 | 濱 | 村 | 勝 | 義 |
| 議 事 係 査 | 石 | 田 | 隆 | 司 |

| | | | | |
|------------------|---|---|---|--------|
| 次 長 | 工 | 藤 | 昌 | 志 |
| 總 括 主 幹 | 柳 | 田 | | 諭 |
| 主 幹 | 金 | 澤 | 寿 | 々 |
| 議 事 係 事 | 井 | 戸 | 向 | 秀 明 |

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、昨日行われました野呂泰喜議員の一般質問において要求のありました資料につきましては、けさほど開催した議会運営委員会で協議した結果、市長に対し、その資料の提出を要求しないことに決定しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第67号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました議案第67号 指定管理者の指定の変更について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、むつ運動公園、むつ市民体育館、むつ市釜臥山スキー場及びむつ市かまふせビレッジの指定管理者の指定を受けております団体が特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得したことに伴い、むつ市議会第194回定例会において御議決いただきました指定管理者の指定に係る当該団体の名称等について変更するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第67号については、6月27日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、目時睦男議員、新谷泰造議員、工藤孝夫議員、岡崎健吾議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） まず、目時睦男議員の登壇を

求めます。15番目時睦男議員。

(15番 目時睦男議員登壇)

○15番(目時睦男) 市民クラブの目時睦男であります。むつ市議会第196回定例会に当たり一般質問をいたします。

5月2日夜から3日にかけてミャンマーを直撃した大型サイクロン「ナルギス」による被害は、死者が6万5,000人から10万人を超え、行方不明者は4万1,000人に達するとの報道や、5月12日、中国四川省でマグニチュード7.8により発生した四川大地震では、死者が5万人を超え、行方不明者3万人、負傷者29万人と甚大な被害を受け、多数のとうとい命が奪われたことに対し、他国での出来事とはいえ、胸の痛む思いをいたしますし、自然災害の恐ろしさを改めて痛感するとともに、地震国と言われる我が国においても、このような災害発生をだれしもが否定できないことを考えたとき、人ごととは思えませんし、そのことを物語るがごとく今月14日に発生したマグニチュード7.2の震度6強で発生した岩手・宮城内陸地震でも、とうとい命を奪うとともに、多くの負傷者や山林の崩壊、がけ崩れ、道路、家屋等の損壊など、甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷者の一日も早いご回復と被害者の早期復興を願うものであります。

きょうの新聞でも報じられておりますが、専門家によりますと、今回の岩手・宮城内陸地震では、断層帯が活動した可能性があると分析されております。私どもが住んでいる下北半島は、原子力半島と言われ、原子力施設が建ち並ぶ中で、六ヶ所核燃料サイクル施設、東通原子力発電所周辺の横浜断層の存在や大間原子力発電所周辺の海域に活断層の存在が指摘されています。万が一にもこのような地震が発生したときのことを考えると、身震いをいたしますし、市民の安全安心を確保する

ためには、原子力の安全性確立を最優先にした市政確立への責務を改めて痛感しておるところであります。宮下市政の原子力行政における今後の運営においては、今回の災害を十二分に教訓とし、交付金目当て、税金目当てではなく、市民の生命、財産の保持を第一義に考え、安全性確立を最優先とした政治姿勢を強く要望し、通告に従い質問をいたします。

市長初め理事者におかれましては、人に優しい住みよい新むつ市のまちづくりの観点からの質問をいたしますので、明快で誠意ある答弁をご期待申し上げます。

最初の質問は、森林、林業、林産業の振興についてお伺いいたします。この課題については、平成17年12月のむつ市議会第186回定例会と平成18年3月のむつ市議会第188回定例会でも一般質問をいたしました。市長は本市の基幹産業との認識を示しつつも、合併以来満3年を経過した今日においても、具体的施策やビジョンが示されないことから、本定例会でこれまでの答弁を踏まえ、再度質問をいたします。

第1点目は、むつ市森づくり条例制定とむつ市森づくり構想策定についてであります。以前的一般質問でも申し上げましたが、本市は平成17年の合併により森林面積が国有林5万9,234ヘクタール、民有林1万4,946ヘクタールで、総面積の86%が森林で占められ、広大な森林を持つ市に生まれ変わりました。釈迦に説法かもしれませんが、豊かな森林は土砂崩れの災害から人々の生活を守るとともに、そこから供給される木材や豊富な水は人々の生活や多様な産業を支えてきました。しかし、まきから化石燃料への転換など、生活様式の変化や昭和30年代以降、国策として植林が推進された結果、むつ市民有林の78%が杉の人工林になっております。しかし、外材輸入による国産材価格の低迷、林業従事者の担い手不足など、社会情

勢の変化により近年になって適正な管理が行われない人工林が増加しております。手入れの行き届かない杉をそのまま放置し続けると、木材を生産する機能だけでなく、土砂流出防止や水源涵養などの公益的な機能が損なわれ、災害の発生する危険性が高まります。こうした厳しい現状を打破するためには、長期的な視野に立って最新の科学的な知見に基づいた計画的な施策の実施により森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるような森づくりが重要となります。

適正に管理された人工林は、多様な生態系をはぐくむとともに、再生可能な資源となり、都市と農山村の共生にも寄与することができます。森づくりは百年の計であることを認識し、市内の森林にかかわるすべての人々が一体となって、間伐を主とした森林整備の重点的な実施と木材利用の促進などにより人工林を速やかに整備するとともに、自然豊かなブナ、ヒバなどの天然林を維持することが求められています。

したがって、環境資源、文化、ともに豊かな森林を育て、次世代に引き継ぐためにむつ市森づくり条例を制定し、林業関係団体、漁業関係団体、学識経験者、市民代表などから成る森づくり委員会を立ち上げ、むつ市森づくり構想を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2点目は、森林、林業には専門的な知識と能力が求められ、業務を遂行するためには人材育成が不可欠な条件であります。現在の他業務との兼任体制を改め、林業専任職員を配置する考えがないかお伺いします。

第3点目は、国は地球温暖化防止として批准した京都議定書の森林吸収目標を達成するため、第1約束期間の最終年度である平成24年度までの間、今年度から5年間、市町村計画に基づいて実施する追加的な間伐などについて、起債措置、法定交付金措置をし、促進を図るための特別措置法

が成立いたしました。この法律を適用し、当市民有林の間伐などの促進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

第4点目は、むつ市議会第188回定例会での私の質問に対し、集成材やプレカット製品を生産する高次加工工場誘致を県に働きかけるとの趣旨答弁でありましたが、その後どのように推移しているのか、取り組み経過と今後の見通しをお答え願います。

第5点目は、むつ市議会第186回定例会での私の質問に対し、住宅の新築あるいは増改築に地域材の利用あるいはそれに対する補助などについては下北流域森林・林業活性化センターと連携し、検討すると答弁でありましたが、その後の検討状況をお示し願います。

次に、市道整備について伺います。私は、市道中島9号線上に設置されている以前下北交通が鉄道運行に供していた旧大畑線のガードが支障で、消防車、救急車などの緊急車両が通行不可能な状態を解消し、市民の安全安心を確保するため撤去すべきとの質問を繰り返してまいりましたが、むつ市議会第188回定例会での質問に対し、杉山前市長は救急車両や児童・生徒の登下校に支障を来しており、ガード所有者との交渉を精力的に行い、改善に努力していくとの趣旨答弁でありました。その後の交渉検討状況をお示し願います。

質問の最後は、教育文化の振興についてであります。地震に対する小・中学校校舎の状況と今後の整備についてであります。中国四川大地震での教訓から、大地震で倒壊するおそれが高いとされる公立小・中学校施設を対象に市町村が実施する耐震化事業への国庫補助率を補強工事で現行の2分の1から3分の2へ、改築事業では3分の1から2分の1へ引き上げるための法改正が今年11日に成立いたしました。2007年4月の文部科学省の調査では、震度6以上で倒壊のおそれは県内9市

町村の小・中学校10校の校舎や体育館とされ、補修が手つかずとも報道されています。本市の公立小・中学校施設の耐震調査結果と耐震化の進捗状況については、同僚議員の質問に対する答弁で把握いたしましたが、今回の岩手・宮城内陸地震で鉄筋コンクリートの校舎が被害を受けた経験から、耐震調査の対象となっていない昭和56年以降に建設した校舎、体育館についても耐震調査をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、木造で老朽化し、耐震調査対象外で要改築校舎となっている関根中学校は、何年度に改築を計画しているのかお示し願います。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

第1点目は、豊かな森林を育て、次世代に引き継ぐためむつ市森づくり構想を策定する考えはないかのご質問であります。近年林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退し、手入れが行き届かず、荒廃する森林がふえつつあり、このままでは災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の持つさまざまな機能が損なわれ、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じ、美しい景観の創出や農山村社会の活力の低下等の問題が懸念されております。

このことから、これまで森林がもたらしてきたはかり知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるためには、間伐等の森林整備を推進し、林業の活性化を図ることが重要な課題であると考えております。議員ご質問の豊かな森林を育てるためのむつ市森づくり条例、むつ市森林づくり構想の策定については、森林所有者のみならず、

一般市民の理解も必要であること等から、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

第2点目は、森林、林業には専門的知識と能力が求められることから、林業専任職員を配置する考えはないかのご質問であります。現在むつ市では事務事業の簡素化、合理化の推進、職員の削減、そして組織機構の見直しを進めていることから、新たな専任職員の配置は今後の行政経営の中では厳しい状況にあることをご理解を賜りたいと存じます。

第3点目は、間伐を促進するための特別措置法が成立しましたが、この法律を適用し、間伐等の促進を図る考えはないかのご質問であります。目時議員ご指摘のとおり、京都議定書の第1約束期間の終期である平成24年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため地方債の特例、交付金の交付等の措置を講じた森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が平成20年5月9日公布施行されました。この間伐等促進法は、森林所有者が間伐等を実施する場合、市町村への伐採に関する事業届けの免除や交付金を受けられる等、事業実施に向けた条件が整備されたもので、市では間伐、造林等が進められるよう森林組合等を通じて森林所有者に働きかけてまいりたいと考えております。

第4点目は、高次加工工場誘致の見通しについてのご質問であります。青森県木材高次加工研究会では、木材の生産から加工、販売、消費に至るまでのさまざまな課題や木材高次加工のあり方など、高次加工工場を実現するため青森県木材高次加工研究会検討報告書を平成20年2月に取りまとめました。この中で製品開発と拡大に関すること等実現に向けた方策と取り組みが示されております。しかし、高次加工工場建設には、多額の費用を要することや、製品を即納できるような出荷

体制の構築、製品の販売先の確保や安定供給への取り組み等いろいろな課題も多く、下北地域への誘致が可能かも含めて、今後さらに情報の収集等に努めてまいりたいと考えております。

第5点目は、住宅の新築等に使用する地域材購入の補助についてのご質問であります。地域材の利用を普及推進することは、地元の森林に利益を還元して、地元の林業、木材産業を活性化し、再生産につながる健全な森林をはぐくむことから、青森県では県産材の杉の利用推進のため、平成19年度まで青森のスギ木づかい住宅推進事業として、建築費に対して県産杉の購入経費を助成しておりましたが、平成20年度からは新たに青森の木販売戦略事業に組みかえて、消費者が求める安全安心、良質な県産材を県内で活用するほか、付加価値をつけた製材品を県外へ売り込んでいく事業として実施しております。

むつ市においても、これまで青森県と連携をとりながら県産材に対する理解を促し、需要の拡大を図るため、市政だより等でPRに努めてまいりましたが、今後も各種の機会をとらえて、利用促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、市道中島9号線上の旧大畑線ガード撤去についてのご質問にお答えいたします。市道中島9号線上にあります旧国鉄時代の鉄道工作物であるいわゆる大畑線ガードにつきましては、市において撤去の方向で平成17年度より現在のガードの所有会社と交渉を続けておりますが、残念ながらいまだ了解を得られず、現在に至っております。しかしながら、大畑線が廃止となった現在は、救急及び緊急時の体制やガードに隣接している大畑小学校への通学等児童の交通安全はもとより、地域住民の生活に支障を来していると考えておりますので、今後も所有会社と粘り強く交渉を続けてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

質問事項の3点目、教育文化の振興につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 目時議員の教育、文化の振興についての公立小・中学校の耐震調査の進捗状況と改修、改築計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、昭和56年以降の新耐震構造につきましては、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成16年10月の新潟県中越地震等の大規模災害におきましても、被害はわずかであったことから、不良施工がない限りは耐震不足は発生しないものと考えております。したがって、今のところ昭和56年以降の建物につきましては、耐震調査を実施する考えはなく、当面今予定しております耐震診断を着実にを行い、必要な改修工事はできるだけ早期に実施しなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、関根中学校の改築計画はどうなっているかについてお答えいたします。関根中学校におきましても、木造で老朽化が進んでいますことから、早急に改築する必要があると考えているところでありますが、第三田名部小学校、第一川内小学校、脇野沢小学校に次いで順次改築計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） まず、森林、林業、林産業の部分で最初の森づくり条例構想について再度お尋ねをします。

実は、ご承知のように、自動車の都市と言われている愛知県の豊田市、そこが本市と同じように平成17年に6町村と合併をしております。面積は愛知県で最も広くなりました。その市の7割が森林という状況であります。その中で人工林が6割

から7割、その人工林が過密だと、要するに手入れが行き届いていないと、こういうことで合併後にこの豊田市の市長が、この森づくりはぜひとも進めなければならない、こういうことでいち早く私が提起しております条例を議会に提案、採択になっているわけであります。

そして、先ほどの答弁でいいますと、関係者等々含めて今後検討課題という答弁であります。条例の中で森づくり委員会というのを条項の中に踏まえて、そして私が提起したような林業の専門家、学識経験者、市民代表、NPO代表等々のトータル的な委員会をコミュニティーごとに立ち上げて、それを集約して構想を出しているのであります。まさにこのことから、きのうの質問の中でも出ていますが、本市と同じような状況なのです。旧むつ市と川内、大畑、脇野沢、このことによって、先ほど提起したように、森林がどのようになっていますか。私が言った数字は間違いない。ということからすれば、今後の検討課題ということではなくて、私は基幹産業としての林業、そして子々孫々に残していくこの郷土の山をどうしていくのか、このことについて市長の再度の所見を伺いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

決して私は目時議員の森林に対する思い、そしてこの森林の公益的機能、つまり土砂流出防止機能、それから水源涵養、そしてまた昨日もお話をさせていただきましたように、森林がもたらす海への影響、これは一言で言いますと、森は海の恋人であるというふうなフレーズで言われておりますけれども、その部分については全く認識として共通のものを共有しているつもりでございます。

そして、さらに基幹産業であると、この認識、そしてまたこれは未来の子々孫々、未来からの借

り物の環境であるという認識、これは全く軌を一にする共通認識を持っている、こういうところがございます。しかしながら、豊田市の例を挙げられましたけれども、豊田市は豊田市としてまたそれぞれの考え方もあるし、また7割、それを超える森林の状況、これは面積の割合からするとそういうふうな部分で同じか、そのくらいだと思いますけれども、私たち今取り組んでいるのは、大畑の植林事業、私も3年ほど前でしたでしょうか、参加をさせていただきました。そしてまた川内地区では、昨日答弁をいたしましたように、ふるさと森づくりでしたでしょうか、そういうふうな形で去年も立ち上がり、そしてNPO法人の方々が各地で植林をしていると、こういう市民の中での森林に対するその気持ちの部分、そして環境に対する気持ちが醸成しつつある、もうしてきているというふうな認識も私はしているところでありますので、これは今後の検討課題ということは、決してこれを否定するものではなく、しっかりと研究をしていかなければいけないし、そしてさまざま他市の状況、そしてNPO法人の動き、こういうふうなものも総合的な中で森林に対する思いを私たちは市として取り上げていかなければいけないというふうな思いで述べたわけございまして、決して否定するものではないと。

私も議員に当選をさせていただいたときに、この森林に対しての思いを抱いておりました。ブナ林を育てていかなければ、この陸奥湾の水質の汚染が進むだろうし、当時私もそういう意味で森は海の恋人と、本当にすてきなこのキャッチフレーズ、このためにもやはり森林は育てていかなければいけない、そういうふうなことで考えた、そして構想も練ったこともあります。その意味からして、例えば公営企業局が管理をしております水源のその部分にブナの植林、数年前行われましたけれども、そういうふうなことも継続して森林を育

てていくという意識は全く目時議員と共通のものがああります。決してこれは否定するものではなく、これからの研究課題ということでとらえていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 今市長から、このことについては否定はしていないと、検討課題という。私は、もう少し前進した見解を示していただきたい。具体的に行政の中で条例なり構想等々プロジェクト等含めて検討していくということはできませんか。再度お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはり研究を深めていく必要性があると思います。ですから、今ほど申し上げました私のこういう森林に対する思い、部局関係者でしっかりとした把握をしたと思います。この部分については、他市の状況、そして条例の前の構想なのかプランなのか、またその基本精神なのか、こういうふうなものを研究していきますということにとどめさせていただきたいと思ます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） どうぞ真剣に構想を練っていただきたいと思ます。

私は、愛知県の条例から構想を全部持っています。すばらしい勉強をさせていただきました。ぜひともお願いをしたいと思ます。

関連しますが、2点目の専任職員の配置、これも以前に私が質問しています。このように当市の森林面積が大きくなったわけでありますから、私はそのノウハウを持った人材の育成をしていかなければならないだろうと。今の農林畜産課はくくりのそれぞれの分野ごと併任になっています。先ほどの答弁の中で、新たな職員の増員はできないという、私はそのことについては否定はしません。私が求めているのは、現要員の中でノウハウ

を持った人材の育成を、事実、実態は確認をしておりませんが、市役所のスタッフの中に大学の林業の専門課程を修了してきた職員もいるやに聞いております。例えばそういう職員を有効に配置して、林業のこれからの行政の中に資していくということが必要ではないかと。そういう点について、私は何回も言いますが、増員をするというようなことではなくて、現有要員の中で人材育成ということについて考えているのかどうか、お聞きをしたいと思ます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現要員の中で増員をすることではなくということで、さまざまな経歴の中でこれからの人事配置等は考えていかなければいけない、こういうふうと思ます。しかしながら、やはり行政の職員のあり方というのは、そこに一定期間だけ、例えば10年、15年、20年という長いスパンの中で私は置くべきでないというふうな思いをしております。例えば土木工学、これを学び、そしてそこに配置されたと。しかしながら、これが長くなると、やはり行政全般を見なければいけない。そういうふうなオーソリティー的な部分、今の行政に求められているのではないかと、こういう思いを今いたしているところであります。今後その職員がこれまで学んできたことをよく見て、その中で配置ということは考えられ得るものだと、こういうふうと思ます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 実は、特例任期中でありましたが、当時の大畑クラブ会派の議員有志で岩手県の住田町に視察をしてきました。ここは、町を挙げて行政の課題の大きな柱にして木材加工団地を1つの団地の中に協同組合方式で6工場を、そして町がそれをサポートする。行政の中にそのことの専門職員というか、ノウハウを含めた職員を配置している。私たちが視察した際に、この町の担

当職員がきちとした説明をし、案内をしてくれたわけであります。本当に感銘しました。町長がその先頭に立って、この木材産業の振興ということを常にうたっている。

こういう状況の中で、やはり私は当市の中でもそういう職員配置というか、人材の配置をしていく、一朝一夕にはできないと思います。しかし、そういう山を守り育てていくのだという、そしてまた関連した産業を育成していくのだという、こういうことがあるとすれば、このことについてはぜひとも追求をしていただきたいと思います。と思います。

3点目に移ります。間伐の促進の関係であります。まず、林野庁の2005年の調査であります。先ほどの答弁の中にある不在所有者の山林面積が全国で327万ヘクタール、全私有林の24%を占めている、こういうデータがあるわけであります。我がむつ市での不在、ここにいない、むつ市に在住していない山林所有者の山林面積が幾らあるのかお知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 不在山林所有者の面積等につきまして、細部にわたりましては担当部からお答えをさせます。

先ほどの担当職員の部分で、ちょっと言い漏らした部分、また私の感想なりを言わせていただきたいと思います。こう思います。現職員でも、私は担当範囲の中では、その知見を深め、そして懸命に頑張っているという認識をいたしております。その部分で目時議員、その担当のほうに足しげく、また呼び出しをし、そしてその部分についてさまざまご指導もいただきたいと思います。このように思います。私は、その意味からして、それぞれ例えば今森林の部分、農林畜産課というところで担当しておりますけれども、懸命にその森林に対する思い、そして知見を深め、その職に全うしているという思

いがあります。足らざる部分がありましたら、目時議員から担当のほうの叱咤激励、またご指導をお願いしたいと、このように思います。

不在の面積等については、担当部からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねの不在所有者についてお答え申し上げます。

森林等の所有者の異動等につきましては、農林畜産課、経済部所管のほうではなかなか把握が困難、それから森林簿等にはそれぞれの所在者が掲載されてございますが、現在その集計作業等は行っておりませんので、正確な不在者数、面積は把握してございません。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 私は、多分そうだろうという想定はしていました。以前の質問の中で、本市の民有林の所有者なり材積なり面積等、国有林であれば森林調査部というのが戸籍ごとにあります。民有林もそういうふうなことを、整備していないからこういうことがわからないと思うのです。当たり前だと思っています。そういう意味で、先ほど2点目の質問と関連するのであります。ぜひともそういうふうなことで、人口の動向について把握するように、森林の動向についても把握していくことが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、間伐促進法の法案の内容であります。これについては、時間がありませんからポイントだけお話しします。平成24年度までのこの5年間で、地球温暖化防止が遅々として進まない、ということから、この特別措置法が成立をしたという認識を私はしています。というのは、国・県の従来の補助だけで、現実的には進まない。そういう中で、交付金なり起債なり、これをかさ上げして今回国を挙げてやっという。

それで、具体的な部分で質問しますが、きのうの横垣議員の質問に対して、年350ヘクタールずつやっていますという答弁でありました。実は、この間伐促進法を適用して起債、交付金を受ける場合に、市町村が計画を国に直接出すことができる仕組みです。市がこの計画を組む姿勢があるのか。計画を組んで、国に上げて、交付金補助を受けて、厳しい財政の状況ですから、国のそういう法律を適用してやっていくという考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 特別措置法の関係にお答え申し上げます。

ただいまのご質問にありましたとおり、国では間伐促進のためにこの法を定めたわけでございます。その内容につきましても、目時議員ご指摘のとおりであります。ただ、詳細につきましては、来週末に県のほうで説明会を開催する予定になってございます。市のほうでは、それを受けまして、具体的にどういう方策がとれるのか検討を進めてまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） それでは、このことについて再度市長にお伺いしますが、県の説明を受けて、私は法律の趣旨からいって、県も当然推し進めていくという形で具体的な説明会だろうと思えます。その説明を受けて具体的にこの法律を適用して実施計画書を上げてやるという考えを市長からお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今担当部長からお答えをいたしましたように、県の説明会が来週にもあるということでございますので、その動向を見据えて検討していきたいということでございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） ぜひとも具体的実施を計画していただきたいと思います。それでは、林業問題はこの辺にして。

2つ目の中島9号線のガード撤去の部分について確認をさせていただきたいと思います。聞くところによれば、この旧大畑線の用地の関係について、現在係争中であるということを知り及んでいますが、係争問題の推移を待って地権者との交渉をすべきであると、このように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

この係争中というのは、私たちのほうとはなくて国鉄清算事業団と、この鉄道の土地を持っている会社との問題でございます。我々は、今その中島9号線のガードの部分をとらえていますけれども、これは旧むつ市から旧大畑町までずっと続いているものでございまして、その中にいっぱいいろいろな問題が出てきております。今のガードの部分についても、問題があるかないかというのは、まだそこが出てきておりません。これは、全体の中身が我々が当事者となっておりませんので、ちょっと把握できない部分がございます。ただ、いずれにしても、今まで私もこのガードの所有会社の社長さんとたびたびお会いすることがございます。その中でも何とか撤去していただけないかということでお願いはしておりますが、なかなかいい返事をもらえないという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） このガードの部分、前の質問の後の経過の中でも、状況が変化していると思っています。ご承知のように、大畑営林署の跡地にマエダストアがオープンしまして、そのことによって以前より、より乗用車等の通行量が多くなっています。そういう点等々も含めた場合、とりわ

け私は以前からも言っている救急車も通れない、消防車も通れない、こういうふうなことについては緩和をしていくと、緩和をして通れるようになるというふうなことを、これはやっぱり行政のほうの取り組むべき課題であろうと思っています。これまでも一生懸命頑張っていたいただいているということについては感謝を申し上げるわけですが、市長も含めて、この事案の解決に取り組むべきと思いますが、市長の決意を聞きたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今建設部長からもお話がございましたけれども、係争問題、それは目時議員からのお話がありました。むつ市といたしまして、当事者ではございません。でも今後粘り強く交渉を続けていきたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） よろしくお願ひしたいと思います。

大きな3点目、耐震調査の部分であります。先ほど教育長から答弁いただきました。市長は、昨日の答弁の中でも言っているわけですが、7つの政策の中の柱に「こどもは地域のたからもの」と大きくうたっているわけで、私は拍手をしている一人であります。そういう中で、とりわけお聞きをしたいのは、先ほどの答弁でありますと、脇野沢小学校なり第一川内小学校の改築工事を進めていく中で、その後に関根中学校の改築を計画していくと、こういう答弁でありました。議長は、その地元出身であります。議長の思いも我々の思いと一緒に思うのです。とりわけ我々より熱い思いを持っていると思えます。具体的に関根中学校の改築について、改築年次を示していただきたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 関根中学校の老朽化につきましては、目時議員もご心配いただいて本当にありがたいことだと思っております。

関根中学校は、昭和38年と昭和39年に新設しておりまして、したがいましてもう四十四、五年たつわけでございますが、その後昭和50年、昭和61年に一部改修するというので、その後も小規模改修を重ねてきたところでございますけれども、依然としてまた老朽化はあるわけでございます。そういうことで、できるだけ早目に改築をしなければならぬということは、地元からももちろん議長さんというわけではないのですがご要望はいただいているところでございます。

昨年私どもはむつ市教育プランということで作成したわけでございますが、その中でやはりできるところから併設、小中一貫教育をやっていただきたいという答申をもらったわけでございます。その中で第一川内小学校と中学校、それから脇野沢地区、それから関根地区ということで、当面できるところからということでございます。今できるだけ早目にということでございます。私どももそうさせていただきたいとは思っているわけでございますが、やはり財政的なものもあるだろうと思っておりますので、逐次学校、校内体制を含めながらやっていきたいものと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 教育長の思いは、子供たちを大事にしていく現場の責任者でありますから、早く改築をしたいという思いを持っていると思えます。

今答弁ありましたように、具体的には予算の関係が惹起をされております。そういう面で、市長の7つの方針の大きな柱の中にある「こどもは地域のたからもの」、こういう点でのこの関根中学校の改築について、具体的な目安を示していただ

く決意をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 「こどもは地域のたからもの」と、大きな政策の柱でありますし、また皆さんもそれはフレーズが異なると思いますけれども、子供に対する思い、地域の子供たちに対する思い、これは全く共通の認識を持っていただいておりますし、持っているものと、こういうふうに思います。その意味からして私は、第三田名部小学校、第一川内小学校、脇野沢小学校ということで改築計画を進め、そしてかなりの財政負担の中でもこういう形で計画をつくっているところであります。私のその政策の部分で現在のこの3つの小学校、そしてまた小中一貫という形の中で教育プランも示されたところでありますので、その意味で私はしっかりと取り組んでいっているということでご理解をいただきたいと思います。

また関根中学校、この部分においても、順次この第三田名部小学校、第一川内小学校、脇野沢小学校、この改築計画の後に計画がしっかり盛られてくるものだと、こういうふうには思い、順次進めていくということにとどめさせていただきたいと思います。地域の中学生、そしてまた周辺のご父兄の方々の思いというのは十分認識しておるつもりでございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 今の市長の答弁で現在計画している3校の改築が終わると、その後関根中学校の改築、これを手がけると、こういうことで受けとめて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造でございます。むつ市議会第196回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、庁舎移転について。庁舎移転はやめるべきではないかという立場から質問いたします。第1に、移転の手続について。すなわち、旧アークスプラザに移転を決めないうちに土地と建物を買ってしまったのは間違っているのではないかと。もし移転しないということになったら、土地と建物を買ったことが無駄になってしまうので、おかしいのではないかと。

まず、庁舎移転、新築する場合、国の指導を、個人が住宅を新築する場合に当てはめると、まず家を建てる場合には建築費の2分の1を預金しなさい、そうしてローンを組みなさい、それから家を建築することを決めなさいとなります。ところが、むつ市は預金もない、ローンも組んでいないにもかかわらず、預金を寄附してもらい、家を建築することがまだ決まっていないうちに土地を買ってしまったのです。私は、こんなことをしていたら破産してしまうのではないかと心配しています。

本来本庁舎の移転には建築費用の2分の1以上の基金の積み立てをし、建築費に必要な財源の見通しが立ってから庁舎移転の位置を変更するため、むつ市金谷1丁目1番1号からむつ市中央町1丁目8番12号に変更するという条例改正議案を議会の出席議員の3分の2以上で議決することが

必要であったのです。なぜなら、財政状況が悪いにもかかわらず無理して庁舎を新築し、財政再建団体に転落する危険にさらされた地方公共団体が発生したからであります。すなわち、いわゆる新庁舎の建築は歴史的事実として財政破綻の引き金になるからであります。したがって、長期にわたり新庁舎新築費用の2分の1の基金を積み立てできるような健全な財政状況の地方公共団体でなければ庁舎を新築してはならないのであります。

この本庁舎の基金をむつ市は市民の安全な生活、むつ下北の自然と引きかえに東京電力から12億円、日本原子力発電株式会社から3億円、合計15億円の寄附金で補てんしております。15億円の寄附を受けたということで、基金を積み立てることを回避しております。しかしながら、寄附を受けたからといってむつ市の財政は健全化しておりません。

むつ市の現状を見れば、むつ市には平成18年度末時点で長期債の残高が水道事業会計を含め585億円あります。さらに、累積赤字が約21億円、消防関係の長期債の残高がむつ市負担分で60億円、むつ総合病院関係の債務残高がむつ市負担部分が76億円、合計約742億円の債務があります。また、むつ市の実質赤字比率は平成18年度の決算で12.66%であります。むつ市の財政課からいただいた全国都市の財政状況を示す資料によると、全国782都市中むつ市は780位、すなわちワースト3位であります。ちなみに1位は、かの夕張市であります。夕張市は、すぐ目前なのです。このような財政状況において庁舎移転をするということは、財政破綻をするため庁舎移転するという自殺行為にほかならないのではないかと思います。

次に、本庁舎の位置を変更するためには、本庁舎の位置を変更する前に議会の出席議員の3分の2以上の特別多数の議決、本庁舎の位置変更の条例改正が必要であります。なぜなら、本庁舎の位

置の変更は、むつ市民の市民生活に影響する重要な事項であるからであります。ところが、むつ市は本庁舎の位置を変更するための議会の出席議員の3分の2以上の議決をせずに土地と建物を購入してしまいました。この誤りを正当化するため、理事者側は予算の先議の原則及び行政実例を挙げています。予算の先議の原則は、予算がなければ法律を施行できないから、予算を先議するのが望ましいという原則にすぎません。すなわち、家庭に例えれば、お金がなければ家族の言うとおりの生活ができないから、先に金のことを決めるといふことです。正当化するための理由にはなりません。逆に予算は法律に従って執行しなければなりません。お金は家族の言うとおりの生活のために使わなければなりません。すなわち、予算は地方議会の条例に従って執行されなければなりません。国会が国権の最高機関であると同様に、市議会は市の最高機関であります。議会の制定した条例に従って予算を執行しなければならないのです。

次に、行政実例のことを杉山前市長は判例と言っていますが、裁判所の判例と同じような効果があるということだと思います。まず、行政実例によりますと、本庁舎の位置の変更は、本庁舎着工前に本庁舎の位置変更の条例を制定しておくことが妥当である。例外として、本庁舎の位置の変更の条例が出席議員の3分の2以上で可決されることが確実な場合には、ごくまれに出席議員の3分の2以上の議決前に庁舎移転の建築に着工してもよいと言っています。なぜなら、議会の出席議員の3分の2以上の特別多数の議決を得られないと、本庁舎の位置の変更ができなくなり、土地、建物購入が無駄になってしまうからであります。むつ市は、本庁舎移転の土地と建物を購入する提案した当初は、議会によって一度否決されており、特別多数の議決が得られるような状況でありませ

んでした。本庁舎の位置を変更する条例改正を提出すると否決される状況にあったため、杉山前市長はわざと提出せず、市議会議員の改選まで待つという戦略であったように思います。

したがって、私はさきの庁舎移転に伴う旧アークスプラザの土地、建物購入のための平成18年10月31日、むつ市議会第141回臨時会の賛成議決後の旧アークスプラザの土地、建物購入は、本庁舎位置の条例変更改正の規定、地方自治法第4条に違反するのではないかと思うのであります。市長におかれましても、顧問弁護士などに相談して精査していただきたい。私は、9月定例会までに住民の立場に立って、住民訴訟の対象となるか調査研究、検討したいと思います。

第2に、庁舎移転の費用について。杉山前市長は、総額25億円と言ひ、宮下市長は総額27億5,000万円と言ひしています。1年ちょっとの短期間で2億5,000万円ふえています。どこまでふえていくのか、本当に大丈夫なのかということです。

杉山前市長は、この移転に係る経費について、旧アークスプラザの土地及び建物の取得に要する経費として9億5,000万円、その他改修工事に要する経費としておよそ15億5,000万円で、総額25億円と見込んでおり、その財源は東京電力株式会社から12億円、日本原子力発電株式会社から3億円の寄附と、残り10億円は合併特例債を充当して進めていくと述べております。これに対し宮下市長は、市長業務を行う庁舎エリア部分については設計が完了し、今後必要となる経費は工事管理委託料と改修工事費の合計で約16億5,500万円でほぼ確定しているとし、その他に必要な経費として備品移転費、また調査が必要であり、現庁舎の解体費を含めると総額で18億円の経費がかかると試算しております。

また、その財源として電力会社からご寄附いただいた5億5,000万円の公共施設整備基金を充当

し、足りない12億5,000万円には合併特例債を充てる、また合併特例債を充てない5%分の約6,000万円は初年度に一般財源で措置する必要がある。また、市民が集える場所として庁舎エリアとは別に整備を検討している開放エリアにつきましては整備案を検討しているところで、内装にかかる経費や財源についてはまだ示せる段階がない。さらに、移転に係る費用を精査して時間がかかると述べております。

以上のように、杉山前市長の見積もりから宮下市長の見積もりまで、ちょっとの短期間で本庁舎の改修の総額は2億5,000万円も増額しております。さらに、本庁舎のエリアと別に整備を検討している開放エリアの部分と現在の原油高による材料の高騰などを考慮すると、庁舎移転の改修費の総額は既に20億5,000万円を超えるのではないかと。そうすると、土地、建物取得への9億5,000万円と合計すると、移転費は総額30億円を超えることとなります。総額30億円を超えると、本庁舎移転のための基金が15億円を超えて必要となります。したがって、本庁舎移転改修のための積立金が不足して、庁舎移転はできなくなります。

私が一番心配しているのは、下北駅前広場整備事業のように、当初の工事費の予算が電源立地地域対策交付金の一部を充てる3億円であったのが数年間で6億円にまで増加し、その不足分の3億円を合併特例債を起債して行うという事態が発生しないかということです。もし本庁舎の改修費が18億円から36億円になったら、本庁舎の移転が財政破綻の引き金になってしまうのであります。この点について、宮下市長の所見をお伺いいたします。

第3に、本庁舎の移転後のランニングコスト、すなわち維持費についてであります。理事者の発言は、3,000万円、9,000万円、4,400万円と二転三転しております。理事者は、平成18年10月31日

のむつ市議会第141回臨時会で現庁舎の維持費が2,000万円で新庁舎の維持費はその1.5倍で3,000万円と述べております。

次に、平成19年12月14日のむつ市議会第194回定例会で現庁舎の維持費は6,000万円かかっており、新庁舎では1.5倍の9,000万円かかると言っております。平成20年3月13日、むつ市議会第195回定例会では、新庁舎の維持費は4,400万円程度と発言しております。

昨年12月の総務部管財課の資料によりますと、新庁舎管理費は実施設計作業中で管理方法を検討中のため、算定は困難であると記述しております。しかし、現在実施設計はできているとのことでありますので、管理方法等を確立し、算定可能と思われる。いつごろ新庁舎の維持費の算定結果を示していただけるのか。それとも、新庁舎の維持費を実施設計に基づいて算定せずに新庁舎の改修工事に着工するつもりなのか、新庁舎の維持費の増加は財政再建に影響しますので、正確な算定をお願いいたします。

第4に、耐震性についてであります。すなわち、374本のくいの上に建っている旧アークスプラザより岩盤の上に建っている現庁舎のほうが地震に強いのではないか。理事者は、地質について地上は粘性土、それ以下は火山灰質を中心に堆積している、パイルをもって基礎をつくり、その上に建物を建築している。旧地盤までのくいの太さは、60センチから1メートル、長さは19メートルから22メートル、本数が374本を打ち込んで支持層に達している構造をとっているため耐震性があると言っています。このくいを打ち込んでやる方法は、中間貯蔵施設のやり方と同じなのであります。ところが、原子力発電所は20メートルの深さまで掘り下げ、直接岩盤に建物を建築しているのです。現庁舎は、地盤がしっかりとした丘の上の岩盤に建築されておりますから、耐震性は原子力発電所

レベルと言えます。したがって、現庁舎は建物自体の耐震性を補強すれば、旧アークスプラザの耐震性を上回ることは明らかであります。私は、もし大地震が来れば砂上の楼閣、いや、火山灰上の楼閣の旧アークスプラザが倒壊する可能性が高く、強固な岩盤の耐震性を十分補強した現庁舎が倒壊せず残存するものと確信しております。この点について市長の所見をお伺いいたします。

私は、現在のむつ市の財政状況では、庁舎移転のため合併特例債の発行は難しいのではないかと思っております。合併特例債の起債の承認の見通し、いつごろ国・県から得る予定なのか。杉山前市長は、合併特例債について、国は随分いろいろな交付税を算入しますと約束して、その約束を破っているケースがもう10本の指で足りなくらいありますから、合併特例債もその例に漏れないのではないかという気がします。したがって、地方交付税並びに起債というものを過大に信頼することは誠に慎みながら対応しなければならぬと言っております。この点について市長のご所見をお伺いいたします。

以上のように、庁舎移転についてはいろいろな問題があります。杉山前市長は、むつ市の地場産業は建設業であると公言し、その信念のもとに庁舎移転を進めていました。ところが、宮下市長は「むつ市のうまいは日本一」と言い、むつ市の地場産業は農林水産業と考えているのではないかとされます。とすれば、早期健全化団体に入ってしまう危険を冒して庁舎移転を急ぐ必要はないのではないかと思います。もし夕張市のようなになれば、病院もなくなり、市民会館もなくなり、図書館もなくなります。歳入の増加を図るため市民税、使用料、手数料の値上げ、ごみの有料化を進める一方、歳出カットのため、公衆浴場、公園等の公共施設の廃止、人件費抑制として早期退職を進め、市職員の年収は4割カット、市長報酬も月額26万

円を割り、議員定数も18名から9名に半減、議員報酬も31万円から18万円になってしまいます。早期退職者は、役職者が3割、部長、次長級に至っては全員が退職しました。約300名いた職員は、140名程度まで減らそうとしたところ、113名まで減ってしまい、行政運営に支障を来すおそれが生じます。何といたっても困るのは弱い立場の市民で、慎重な対応をお願いいたします。

次に、財政再建についてお聞きします。すなわち、借金の返済についてであります。前回の定例会において電源立地地域対策交付金と除雪費についてお聞きしましたので、今回は人件費についてお聞きいたします。赤字解消計画では、理事者は人件費について、団塊世代の退職者の一部を補充せずに人員を削減すると言っております。そこで、昨年度の退職者が何名で、そのうち今年度むつ市及びむつ市関連施設に再就職した方は何名いるのか。再就職の理由、方法、場所、報酬等の説明、さらに赤字解消計画の人件費削減の効果の説明をお願いいたします。

前回の一般質問で理事者は、指定管理について、すなわち市の仕事を民間に委託することにより平成18年度は29施設で6,100万円の削減効果を上げる、今後予定しているむつ運動公園の体育施設等についてはむつ市陸上競技協会を指定管理者として委託した場合、経費は約1,000万円程度の節減になると説明されました。そこで、むつ市が指定管理制度を使用しないで管理した場合と、使用して管理した場合の具体的な違いを説明願います。

次に、むつ市下北自然の家は豊かな自然に恵まれた環境の中で、人や自然とのかかわりを通じた体験活動をすることによって、心身ともに調和のとれた健全な育成を図り、他に幅広い年齢層やニーズに対応した地域住民の活動や学習の機会を提供することを目的としていますが、グラウンドゴルフ場の設置、利用方法等について説明をお願い

します。

次に、むつ市の公共施設の耐震性について、1、むつ市民体育館について、2、むつ市営住宅についての耐震性はどうなっているのか、説明をお願いいたします。

最後に、新町の道路についてであります。前定例会で私が質問したとき理事者は、新町23番地区から24番地区の砂利道の寄附につきまして、土地の所有者等の調査を行いましたところ、5名の所有者がおりまして、その面積の6割以上を所有する不動産会社が昭和53年に解散となり、土地の清算人のみが所有する会社となっていると説明しており、また相続の登記の手続が必要な土地もあり、寄附される際には、これらの問題を申請する側で解決しなければならないことから、寄附行為は非常に難しい状況にあると思われまます。また、新町22番地区から23番地区の砂利道につきましては、現況では土地の延長が250メートル、平均的な道路が4メートルになっておりますものの、法務局備えつけの公図を調査しましたところ、道路については約2メートルほどしかなく、現状のままでは寄附採納は難しいと思われまますと答弁いたしました。これをもし公用徴収をする場合、すなわちむつ市が新しい道路をつくる場合にはどのような手続になるのか説明をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。市長におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

庁舎移転につきまして、新谷泰造議員はご意見、そしてご持論を展開されました。その部分におきまして、通告の順ではございますけれども、お話がヒアリングをしている段階と、また若干違う部分もあります。その意味からして、答弁漏れ等が

あるかもしれません。また、それは私自席に戻ってからのご答弁とさせていただきますし、通告順に従いまして答弁を願うというふうなことでございましたので、質問の通告内容のご提示が議会のほうからございましたので、それに従って答弁をさせていただきます。答弁漏れ等は、また後ほど答弁をさせていただきますし、また補足の説明をさせていただきますということでお許しをいただきたいと思えます。

新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。まず、庁舎移転についてのご質問であります。本定例会冒頭の行政報告で表明いたしましたように、財政状況をさらに見きわめ、財政再建に、より確実な道筋をつけたうえで、でき得れば9月定例会に改修工事に係る予算を提案して、本庁舎移転を進めてまいりたいという強い思いに変わりはありません。さきの野呂議員のご質問にお答えいたしましたように、その折には開放エリアと現庁舎解体整備費を含めた全体経費を概算ではありますが、明らかにし、事業全体に係る合併特例債の起債額もある程度お示しできるものと考えております。この部分におきまして、改修費が18億円から36億円というふうなご質問がございましたけれども、そういう積算にはなっていないと思えます。この部分も、また後ほどお尋ねを受けた段階で明らかにしていきたいと思えます。

そして、市役所の位置条例につきましては、予算先議の原則と行政実例を踏まえ、工事請負契約議案のご審議の前に上程することといたします。行政実例には、市庁舎の位置の変更条例を建築着工前とするか、建築完了後とするかはいずれでも差し支えないが、市庁舎が完成したのに変更条例が否決され、成立しないような事態を避けるためには、着手前に変更条例を制定しておくことも妥当だが、いずれの場合でも建築に必要な財源の見通しが立ってから制定すべきものとあります。し

たがって、移転経費に係る財源をつまびらかにし、そのことにご同意をいただくことが行政実例に言う建築に必要な財源の見通しが立った時期であると認識しておりますので、その後で建築工事着手前、つまり工事請負契約議案の前に市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を提案してまいりたいと考えております。そういう手順を踏むことが、改修工事予算が市役所移転の先議事項であるという原則を踏まえ、さらに行政実例の解釈も満たす方法であると認識しております。

新築の半分以下の経費で短期間で庁舎を移転し、現庁舎が抱える問題、特に耐震性、老朽化、狭隘といった問題を解決することができる好機であるとの思い、杉山前市長の表現をかりますと、千載一遇のチャンスというふうな表現をなさいましたけれども、まさしくそのように考えているところであります。先月の中国四川省の大地震を目の当たりにし、文部科学大臣が先日施行された改正地震防災対策特別措置法を適用し、短期間のうちに補強を推進するよう異例の呼びかけをしたように、市民の安全、特に将来を担う子供たちの通う学校等の耐震性確保は最優先に行う必要があるものと考えておりますが、災害時に復興の拠点とならなければならない市庁舎の耐震性確保もまた喫緊と言わざるを得ません。

先ほど新谷泰造議員が砂上の楼閣というふうな言葉とか、それから原子力発電所の地盤に達するくいの本数とか、その部分はちょっと今の段階ではここではお答えできませんので、後ほど誠意を持ってお答えできる部分はしたいと思えます。

現在耐震補強工事が物理的に困難である以上、移転は早期に実施し、防災復興の拠点として役割を果たすべきものと考えています。また、新庁舎では既存の設備を使うことを基本とし、増設部分に省エネ対策を施すこととしておりますので、維持経費は現状より広くなる分、かかってしまいま

すが、現時点で環境に配慮した機器に新装するよりは、長いスパンで見ても改修工事費は低コストで済むことになると考えております。

今後の開放エリアの整備に当たっては、電気、空調設備関係は庁舎エリアから独立させることとしますので、地球環境や児童の健康に配慮した設備を整えていきたいものと考えています。

いずれにいたしましても、冒頭に述べさせていただきましたように、庁舎移転を早期に実現できる環境が整いつつあります。議員各位、また市民の皆様のご理解を得る努力をさらに重ねながら推進させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政再建についてのお尋ねがございました。人件費についてということでのお尋ねがございました。昨年12月のむつ市議会第194回定例会でお示しいたしました赤字解消計画では、一般会計における退職者を36人、採用を10人とし、26人の退職者不補充を見込んで平成20年度の人件費を積算いたしております。平成21年度では43名の退職者に対しまして、28名の採用で15名の不補充、平成22年度では38名の退職者に対しまして、26名の採用で12名の不補充、平成23年度におきましては46名の退職者に対して41名の採用で5名の不補充として赤字解消計画を策定いたしております。実際には、本年度で退職者40名に対し新採用12名となり、28名の退職者不補充となっております。平成20年度の人件費の見込額は、まだ積算いたしておりませんが、退職者の給与費と新採用職員の給与において約500万円くらいの差がありますことから、昨年12月に策定いたしました赤字解消計画の人件費よりは減少するものと考えております。

次に、指定管理者制度についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

次の、むつ市下北自然の家の利用方法について

のご質問につきましても、教育委員会より答弁いたします。

さらに、公共施設の耐震性ということもお尋ねがあったようでございました。これも教育委員会からの答弁といたします。

次に、道路用地の整備についてのご質問にお答えいたします。まず、新町地区の旧大畑線沿い道路整備についてのお尋ねであります。平成20年3月のむつ市議会第195回定例会の一般質問でお答えいたしましたとおり、昨年度に測量設計業務を終了し、今年度は道路拡幅部分についての土地のご寄附をいただき、用地が確保されれば来年度から2カ年の計画で工事を実施したいと考えております。

次に、市が行う道路整備の際の用地の登記事務についてのお尋ねであります。用地買収、道路用地に係る分の相続登記等については市が行うこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

質問の通告の範囲の中での答弁とさせていただきます。答弁漏れ等があるかと思っておりますけれども、自席に戻りましてから、お尋ねに従いまして答弁をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 新谷泰造議員の指定管理者制度を導入しましたむつ地区体育施設の現状とメリットについてのご質問にお答えいたします。

ご承知のように、むつ地区体育施設は、むつ市民体育館、むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場、むつ市かまふせビレッジから成っておりますが、指定管理者制度を導入したメリットにつきましては、さきの12月定例会におきましても、1つには利用者の利便性、サービスの向上、2つ目には経費の節減、3つ目には雇用者の創出が考えられると答弁しているところでございます。

具体的なメリットの数値につきましては、指定管理業務が開始してからまだ2カ月程度しか経過していませんので、サービスがどの程度改善されたか等の具体的な数値や結果はまだ出ておりませんが、利用者からは全体的に利用しやすくなったなどの感想はいただいているところでございます。

経費の節減につきましては、平成19年度に指定管理料を積算した段階での人件費の額は、平成17年度人件費をベースにしておりますけれども、市が直営した場合の額は5,727万9,000円であり、指定管理者制度による場合には4,463万4,000円となりました。1,264万5,000円の節減となるものと見込んでいるところでございます。

雇用の創出につきましては、直営では11名のスタッフで管理運営してきましたが、指定管理者へ移行後は14名のスタッフで現在管理運営をしており、3名の増となっております。以上のことから、現段階では経費の節減と雇用の創出につながっているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市下北自然の家にグラウンドゴルフ場の設置についてのご質問にお答えいたします。むつ市下北自然の家につきましては、これまでの学校単位での児童・生徒やボーイスカウトなどの青少年団体を対象とした利用に加え、家族での自然体験活動、市民グループやスポーツクラブの合宿、企業等の各種研修など、子供から高齢者までの幅広い年齢層を対象とした多様な利用ができるよう運営方針に変更を加え、5月2日にオープンしたところでございます。

ご指摘のグラウンドゴルフにつきましては、通常は運動場、河川敷、公園などを利用して行われているようですが、むつ市下北自然の家では、敷地内の芝生を生かしたグリーンゴルフとして9ホールから成るコースを常設しており、用具

についても5人分を1組とし、13セットを備えておりますので、ご希望に応ずることができるのではないかと考えております。

今後は、若者ばかりではなく、老人クラブ、婦人会、あるいは町内会行事の場としてもいろいろな団体の方々にご利用いただけるようさまざまなメニューを研究してまいりたいと考えております。

次に、むつ市民体育館の耐震性についてお答えいたします。むつ市民体育館は、ご存じのとおり、鉄筋コンクリート一部2階建ての建物で、昭和51年7月に完成し、ことして32年を経過しているところでございます。建築面積は2,279.36平方メートルで、そのうち競技場の面積は1,019.02平方メートルであります。観覧席は2階に512名分の固定席が設置されておりますが、体育館の耐震性につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律で耐震診断が義務づけられておりまして、おおむね10年以内をめどに実施することとなっております。

耐震診断の費用につきましては、概算で200万円以上必要となりますが、その耐震診断の結果を踏まえまして、必要に応じて耐震計画を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

まず先に工事費増のお話がありました。確かに鉄筋、鉄骨等は高騰してございます。今回の工事の場合、鉄筋と鉄骨の占める改修工事ですので、割合は低いのでございますけれども、それ以外に鉄製品で金属建具ですとか金物等の値上がりがございます。これにつきましては、毎月の刊行物の価格、単価に違いがございますので、9月の補正予定までにははっきりした額が出されると。今私

が示しても毎月違うものですから、その辺でご理解をいただきたいと思います。

それと、次に構造方法についてのお尋ねがございました。先日支持層等についてのお答えが市長からございましたが、これは支持層の確認をして、支持力が何トンあるのかというのがございます。これは、建築基準法で定めがございまして、その火山灰質土ですとかそのものについては建築基準法上の取り扱いはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、示しております工事費が約2億円ほど違いがあるというお話でございましたが、本庁舎移転基本計画の時点で25億8,700万円、これについては移転費と解体費、その他整備費等は含まれておりません。項目は載せてございました。その後本庁舎移転基本計画策定後に市民説明会の中で2月時点の額をお示ししてございます。その額が工事費で約16億円ということでございます。したがって、2億円の増というのは、18億円の中には備品費、移転費、項目が載せてあります。これが18億円の中身でございまして、先ほど議員がお話しなされたものには含まれていないということで……失礼いたしました、27億5,000万円です、27億5,000万円と25億8,000万円の違いが2億円ということでしたので、それについては25億8,000万円のときにはその他の経費は含まれていないと、その差額でございます。

それと、次に耐震性についてのお尋ねでございました。今設計は既に完了してございますが、設計工程の中で旧アークスプラザが持っている耐震診断、再度確認をいたしております。それを確認して、その確認の時点では当時確認申請をとった建築基準法どおりであったというのも改めて、そのとおり設計されておりますというのを確認してございます。今回耐力壁等を撤去することによりまして、強度が減ります。減りますが、それを引

き上げるための設計を進めております。その結果としては、建物の持つ性能は、建築基準法上の1.25倍以上のものを確保しているというのを設計で確認をしております。

次に、維持管理費でございまして、灯油と重油で現在480万円、移転後には800万円。それから、電気につきましては現在1,300万円、それが3,600万円。水道についてお答え申し上げてございませんでしたが、現在ポンプ、井戸水を使ってございました。私どもは、今その井戸水と市の水道をあわせて使用したいというふうな考えを持ってございます。それがまだ150万円かそれくらいの額なのかなというふうな受けとめてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 新谷泰造議員の公共施設の耐震性についての3、その他の公共施設の市営住宅についてのご質問にお答えいたします。

まず、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、昭和56年5月以前に設計または建設された建築物を改修対象といたしております。公営住宅におきましても、平成18年に同法一部改正に伴い、国土交通省より公営住宅等の耐震化の促進についての通達がございまして、市では耐震診断の実施に向け、これまで県と協議を重ねてきたものでございます。この結果、地域住宅交付金事業の採択をいただき、今年度から順次耐震診断を実施し、必要であれば改修計画を立ててまいり所存でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 合併特例債の見込みについてご説明いたします。

この庁舎移転事業につきましては、合併特例債は平成19年度から申請いたしまして、平成19年度で実施設計の分が起債許可になってございます。

現在9月補正に向けまして、合併特例債につきましても県と相談協議を行っておりまして、1次分の許可申請は9月末になります。許可は、一応10月ごろになるというふうな見込みになってございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、維持費についてお聞きしたいのですけれども、維持費の正確な数字は9月定例会の前に出していただけるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

先ほどお答え申し上げた数字は、概算で出ておりまして、9月になっても同じだと私は理解いたしております。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、移転手続についてお聞きいたしますが、私は予算を議決したことは、それは予算先議もありますし、それ自体はよろしいと。ただ、そのお金で土地を買ってしまったこと自体に問題があるのではないかとということなのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 質問のご趣旨がちょっと理解できない部分があるのですけれども、おとしだったのでしょうか、9.5億円で土地、建物を買うということが議案として提出されて、そして議決いただいて、可決いただいておりますので、それに従って取得をしているという経緯でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そのときに買うためには、もう3分の2以上の議決することが確実な場合でない買ってはだめだという形で、私は行政実例を読んでいるわけです。条例改正のほうで、3分の2以上で確実に議決されるような場合でない、

今度3分の2以上の議決がされないとなると、その土地を買ったことが無駄になるのではないかとということなのです。まだむつ市の場合には、3分の2以上の議決を得ていませんよね。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成18年12月定例会で旧アークスプラザ取得議案を可決いただきまして、そしてむつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を可決いただきまして、旧アークスプラザの土地、建物を12月に購入したという事実でございます。その部分が新谷泰造議員のその3分の2特別多数議決の部分のちょっとお尋ねの趣旨、理解できないのでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 先ほど市長も行政実例で着工前とかそういうお話をしていたと思うのです。その着工前に、まずここで疑問点が1つあるのは、土地を取得することが庁舎移転の着工になるかならないかということも1つ問題もありますけれども、ただその3分の2以上の議決が確実でない、素朴な疑問として、その土地の取得自体が無意味になるのではないかとということなのです。要するに3分の2以上というのは、住民の重要な生活に影響を及ぼす庁舎の移転だから、法で3分の2以上をやって決めなさいと言っていますから。そうすると、その3分の2以上の趣旨が形骸化してしまうのではないかとということなのですけれども。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お尋ねの件でございますけれども、地方自治法第222条に定められております予算先議の件ということで、事務所位置変更条例の制定時期ということでございます。いわゆる条例の制定時期、これにつきましては、事務所の建築着工前ということで、着工ということは、土地の購入ということと、それから建設というこ

とと、これは違うわけでございまして、今の着手というのはあくまでも新事務所のいわゆる役所の着工、整備ということでございますので、土地の購入あるいは建物の購入とは別ということになります。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） もう時間がないので、別に移らせていただきます。

次に、先ほどの総額の費用ですけれども、私が言っているのは、下北駅前広場整備事業が3億円から6億円にふえたという実例がありますので、本庁舎の改修も18億円から36億円になるようなことはないかという心配なのです。先ほどの発言ですと、なるようなことはないというのですけれども、原油とかそういうもののほかに、ふえる要素はないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 18億円から36億円という数字、何をもって36億円というふうな数字が出てきたのか、私はその積算の根拠がちょっとわかりません。ですから、その部分については、ちょっと答弁がなかなか難しゅうございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 簡単なことなのですけれども、下北駅前広場整備事業が3億円から6億円、そうすると18億円を2倍すると36億円になります。そういうことはないかということでございます。

○議長（村中徹也） 質問者に申し上げます。今の論法は、秩序を乱すおそれがあります。下北駅前が数倍したから庁舎が数倍になると、他の議案が数倍になると、議員としていかなものかと議長は思いますので、あらかじめ注意をしておきます。根拠を、論理を整理してから質問してください。

市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま新谷泰造議員から、下北駅前広場整備の件で3億円から6億円になっ

たと、その2倍になったというふうなご趣旨で今議長からご指摘を受けた部分もありますけれども、2倍になったから2倍になるというふうな考え方は、全く私どもは想定もいたしておりませんし、そんな金額になるはずはない、なりません。ただ、この下北駅前の整備につきましては、先般の行政報告の中での説明したとおりでございます。これは通告外でございますので、あえて答弁はいたしません。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、耐震性についてでございますが、374本のくいの上に建っている旧アークスプラザよりも岩盤の上に建っている現庁舎のほうが地震に強いのではないかと私は思うのですけれども、耐震性を考えた場合、その辺。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

支持層でございますが、現在の庁舎のボーリングデータの支持の堆積されたものと、旧アークスプラザの堆積されている支持層そのものは大きな違いはございません。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 慎重な庁舎移転をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 川内町選出、日本共産党の工藤孝夫でございます。むつ市議会第196回定例会に当たり、通告に基づいて質問をいたします。

第1に、地元業者育成と地域の経済振興にかかわる業者の契約制度についてであります。これまでの歴代政府は、大企業向けの大型公共事業、箱物事業は推進する一方で、生活密着型を削減するという公共事業版の構造改革は、地域の疲弊に拍車をかけ、一層の格差拡大をもたらしてきました。地域の疲弊は進み、集落の自治機能が低下し、社会生活の維持が困難になっているいわゆる限界集落は全国で7,800を数えます。新市においても、集落のみにとどまらない深刻に危惧される現状にあります。地域経済を活性化し、地域の暮らしを支えるためには、不要不急の大型公共事業を抑えるとともに、地元地域における小零細業者への生活密着型である公共事業発注の拡充こそが求められているところであります。

こうした中であって、4市町村合併後の今日、これまで旧町村業者が担っているごみ収集運搬委託業務を合併を主な理由に競争入札にすべき旨の主張があったことはご承知のことで、私は一般競争入札制度そのものを否定するものではありません。しかしながら、こうした主張は、これまでの実績、地元業者の地域貢献度や町内活動、団体等との共同事業による地域社会向上の推進など、その評価が欠如されているものと言わざるを得ません。しかも、今ルー

ルなき市場原理主義を根幹とする市場主義、特に自治体の市場化がいわゆる不当ダンピング受注を引き起こすなど、安かろう、悪かろうを生み出し、行政の課題として大きな問題となっている昨今であります。

私は、以上の見地から、第1に、旧町村の地元の業者が担ってきたごみ収集運搬委託契約業務を合併を主な根拠に競争入札の市場化に押しやるのが地域の特性からして、果たしてふさわしいと言えるのか、この点について市長のご見解を求めます。

第2に、合併したからといえども、地元の業者でできるものは地元業者で取り組めるようにするのは当然のことであり、特にこの種の公共事業業務にあってはなおさらのことと思います。旧町村にあっては、従来どおりの随意委託契約により旧町村業者の営業を守る、このことが地域経済にも貢献し、かつ地域の特性に合致するものであると考えるものであります。ご答弁を求めます。

次に、釜臥山に配備計画である警戒管制レーダーFPS 5の概要と、その公表についてであります。この釜臥山へのレーダー配置については、むつ市議会第187回定例会でも質問しております。これらを踏まえて再度たします。

アメリカ本国の防衛を目的に開発された早期警戒レーダーの新たな日本への配備再編計画は、日米合意からこの5月で2年目になりました。釜臥山配備の新警戒管制レーダー、通称FPS 5は、航空自衛隊車力分屯基地配備の米軍Xバンドレーダー配備と並んで運用段階に移行しつつあるとされています。新聞報道では、下北の霊山でもある釜臥山山頂に配備計画の警戒管制レーダーFPS 5の本格工事を今年度より始めることを市に報告したとされています。車力分屯基地への米軍の防衛を目的に開発された移動式早期警戒レーダーである通称Xバンドレーダー配備は、いまだもっ

て地元自治体、住民の理解を得られておりません。イラクやアフガニスタン情勢の泥沼化で、米軍再編の大もとにあるアメリカブッシュ政権の先制攻撃戦略の破綻は明白です。大湊、釜臥山への設置、新型レーダーは日本防衛ではなく、アメリカの本土防衛を目的として設置されるのは今では余りにも明らかとなっています。

日米軍事同盟に基づく軍事、経済の両面で一層の拡大強化を担わされると同時に、配備により軍事の緊張を招き、万一の場合、市民がその戦火に巻き込まれる危険性は否定できません。市民の平和と安全にかかわることでもあります。レーダー施設整備の概要を市民及び議会に明らかにすべきと思いますが、市長のご答弁を求めます。

質問の第3は、火災警報器設置についてであります。今月、6月から既存の住宅にも火災警報器の設置が義務化となりました。新聞報道では、昨年放火を除いて住宅火災で死亡した人は全国で1,152人あり、そのうち約6割の人が逃げおくれが原因で、またその6割が65歳以上のお年寄りだったとされております。しかしながら、義務化されたとはいえ、警報器の価格は1個につき5,000円以上と言われ、社会的弱者である低所得の年金ひとりで暮らしのお年寄りや生活保護世帯の方にとっては重過ぎる負担であります。罰則はなくとも義務化だとするならば、設置への補助対象とすべき検討をしてほしいが、ご答弁を求めます。

以上、市長及び理事者におかれましては、前進的かつ誠意あるご答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、地元業者育成についてであります。ご承知のとおり、地方公共団体の締結す

る契約につきましては、地方自治法に基づき執行することを原則としておりますが、一般廃棄物収集運搬業務に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき執行しております。

当市における一般廃棄物収集運搬業務の契約方法についてであります。むつ地区及び大畑地区では、指名競争入札により業者を決定し、川内地区及び脇野沢地区では、地区内に一般廃棄物収集運搬許可業者が1社しかないことから随意契約を採用しております。しかしながら、市町村合併により収集運搬業務を担う業者が複数存在することになりましたので、引き続き随意契約により契約する必要性は薄れたと認識しております。

また、現在の厳しい財政事情の中、地方自治法第2条の最少の経費で最大の効果を上げるという原則や国民の随意契約に対する競争原理が働かないという厳しい見方があることから、最近では随意契約をやめて入札を実施する市町村が増加しており、契約方法が随意契約から競争入札に移行するのは時代の潮流ではないかと考えております。

公共事業、官公需の発注における随意契約の活用につきましては、平成17年5月の旧3町村商工会からの要望を踏まえ、むつ市契約規則等法令の規定に基づき、業種、金額に応じ、地域性を考慮したうえで発注することとしており、これにより各地元業者の受注機会を確保しております。

特に分庁舎における物品の調達につきましては、その運用と地元企業の受注機会の確保について、平成17年5月15日付で各分庁舎に通知し、地元業者への発注を要請したところであります。また、車両の整備、給油等につきましても、各地域の地元業者を最優先に発注しており、ご指摘のありました地域経済にも微力ながら貢献しているものと考えております。

今後におきましても、この方針に沿って契約事務を進めてまいりますので、ご理解をお願いした

いと存じます。

次に、釜臥山配備の警戒管制レーダーについて、その施設整備の概要を公表すべきではないかとのご質問であります。工藤孝夫議員からは、平成18年3月のむつ市議会第187回定例会において、当該レーダーに関するご質問をいただいておりますが、ご承知のように、本年2月12日に航空自衛隊第42警戒群司令らが来庁し、釜臥山に配備される警戒管制レーダーに関する平成20年度以降の整備計画について、その概要説明がありました。当該レーダーにつきましては、時代に見合った高性能なものに更新することにより、我が国の防衛をより強固にするという目的で配備されるもので、説明を受けました内容につきましては、次のとおりであります。

まず、この警戒管制レーダーFPS 5は、大湊のサイトを含め全国の4カ所に整備する予定であるとのことであり、大湊における整備計画では、平成22年度までに配備を終える予定となっているとのことであります。計画によりますと、山頂の敷地造成等については、平成20年度に着手し、平成21年度に終了、運用局舎の整備等については、平成20年度に着手し、平成22年度に終了、またレーダー本体については、平成20年度中に製造に着手し、平成22年度で完成する予定とのことであります。

航空自衛隊第42警戒群では、平成19年6月25日発行のむつ市政だよりにおいて、第42警戒群からのお知らせとして、このレーダーの老朽化に伴う建て替え工事が平成19年度より開始されることについて広報しておりますほか、東北防衛局においてはホームページに掲載している広報紙で大湊の警戒管制レーダーも含めた東北防衛局管内の配備状況等をお知らせするなど、広報に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、火災警報器設置についてにお答えいたします。火災警報器の設置については、消防法の第9条の2の規定を受け、平成18年に下北地域広域行政事務組合火災予防条例が制定され、新築家屋以外についてもことし6月から設置義務が課せられたものであります。設置状況につきましては、各地区消防署において一般住宅の火災予防査察や各種イベントなど、機会あるごとに調査をしており、その結果平成20年3月15日現在、設置の義務化を知っているのは86.6%、設置済みは16%となっているようであります。義務化は知っているが、設置しないということは、警報器の有効性をよく理解していないということと、あわせて経済的な負担が大きいことが原因であると考えられます。

議員のご質問は、このことから、購入が困難な低所得者のひとり暮らし高齢者、生活保護世帯に対して火災警報器の購入に補助金交付をするべきであるというご発言であります。県内他市の状況を調査いたしましたところ、現在各市とも補助、助成については実施する予定はないということであります。

また、火災警報器の設置率が低いこともあり、今後設置率の状況と他市の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） まず第1点目の委託契約についてでありますけれども、市長に再度お聞きいたします。

先ほどのご答弁は、川内地区ではこれまでは1社しかなかったのが随意契約してきたけれども、市内には複数の業者があるので、考えなければならない。しかし、商工会の要望等もかつてあったので、そういうものを踏まえながらやっていきたいというふうな趣旨のご答弁だったと思うのですが、改めて随意契約を引き続いてやっていくの

かどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 壇上でご答弁したように、1市2町1村の市町村合併ということで、収集運搬業務を担う業者というふうなことで、川内地区では1業者でございますけれども、合併したということによって市としてとらえれば複数存在するということになりましたので、この随意契約によって引き続いて契約するという必要性は薄れたというふうな認識をしております。

また、川内商工会のお話ございましたけれども、これは官公需の発注におけるというふうなことで、市といたしましては物品の購入、こういうふうなものについては意を用いているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） もっとわかりやすく具体的にお聞きしたいのですが、川内地区は今1社だと、ですから、これを引き続いてやっていくと。しかし、他のほうは複数あるから、そうはいかないよということなのかどうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川内地区は、現在1業者でございます。そして、むつ地区になりますと2つの手から多分超えるような業者があるかと思えます。そういうふうなことを考えますと、合併をしたということで垣根は取り払われたという認識を持ち、この川内地区の1業者も当然むつ市の業者というふうな判断をせざるを得ないという思いがありますので、随意契約により契約する必要性は薄れたという表現をさせていただいたところであります。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） それでは、引き続いて質問させていただきます。

最初のご答弁の中で、経費の節減はあるということも言及されましたけれども、契約金額は毎年合併になってから上がっておりますか。合併以前は横ばいといたしますか、むしろ下がっているといえますか、たしかそうなっておったなというふうには思っているわけでございますけれども、このごみ運搬委託業者、この業務、いわゆる人件費だとか車両代、ガソリン代、これが中心になっているわけです。でありますから、前年の契約の実績で、またその年の契約の金額が決まっていくという形に大体なってきたというふうには私は認識しておりますけれども、そういう今のような例えばガソリンの高騰だとか原油の高騰、こうなると、車両購入も伴いますので、それだけではやっていけないということに当然なるわけです。結局どこへその安い価格の分のしわ寄せがいくかということになりまして、地域の経済、そういうものにも影響がいつていると。ですから、公の契約がそういうことで果たしていいのかどうかという問題だと思うのです。やはり地域の振興、そういうものを考えれば、これまでも市長は7つの政策の中で地元の業者に対する発注、こういうものを言っておられますし、昨日の同僚議員の質問に対しても、繰り返し地域の雇用は最重要課題だと言われております。この場合の地域と市長が言っているのは、合併して全体の地域であるということだろうと思うのですけれども、私はやはり強調しているのは、合併になってから旧町村は、経済的にも大変な事態になっているということです。

市長も言われたように、平成17年5月6日、川内町、大畑町、脇野沢村の商工会の代表の方々が合併して半年にもならないうちに、合併して大変だということで先ほど市長も述べましたけれども、地元でできる仕事は地元が発注してほしい、地元で調達できる物品は地元で調達してほしい

ということでご要望があったというのは、当時の議長としてもよく知っているというふうに私は思います。ですから、そのときのことを思い出していただいて、やはりこの問題については旧むつ市も旧町村もともに共存していくのだという合併の精神、これに立ち返っていくならば、合併したからという答えにはならないだろうというふうに私は思いますので、再度この点について市長のご答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員の発言のその心の底にある部分、そしてまたその思い、これは十分私も理解をしております。私も仮にそういう立場であるならば、工藤孝夫議員と同じような心情を持ち得ている部分もあります。しかしながら、自治体と地方公共団体といたしましては、先ほど言いましたように、地方自治法の第2条の最少の経費で最大の効果というふうな部分、これもやはりその法の精神であります。自治体の精神として、これは取り組まなければいけない。

そしてまた、今や世論、そして国民の目、そういうふうな形の中で、随意契約に対する部分、競争原理が働かないという厳しい見方も一方にはあります。合併をしたということによって、逆に各地区をまたそういう形で仕切りをすることによって、人的な交流、心の交流、そういう部分もまたなし得なくなってきましたし、さらにほかから見ますと、合併してもう3年も過ぎました。そういうことでは、もうむつ市を一体として見ているという見方も非常に多いわけでございます。その部分で、やはり総合的な考え方で進める時期がそろそろ来ているのではないかなと、こういう思いもしておりますし、大畑地区では先ほど申し上げましたように、競争入札により業者を決定している経緯もあります。そういうことをやはり総合的な考え方の中でしていかなければいけないのではない

かなと。

工藤孝夫議員の発言の趣旨の、地元に対してという思いは、十分私は理解をしているつもりでありますし、その部分については、やはり地元の産業を育てていかなければいけない、それがまさしく1次産業を伸ばしていくという気持ちの中で進めていかなければいけませんし、昨日答弁を申し上げましたように、今後産学官、そしてさまざまな知恵をいただいて、企業の部分についての検討も始めなければいけないと答弁をさせていただきました。むつ市全体として6万5,000人、864平方キロメートル、これが全体として伸びていかなければいけないというふうな立場もご理解をさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 私の質問の趣旨はわからないわけでもない、そういうことでありますけれども、いわゆる低い価格で請け負う業者というのは、さまざまあると思うのです。しかし、そこで働く多くの人というのは、やはり地元の住民です。こういう低い価格での競争ということについては、早目に歯どめをかけなければ、やはり住民からの税金の減少だとか、働く場のない市民、あるいは生活保護の予備群といいますが、そういうのがあるわけで、長期的な視点に立つということになりますと、やはり自治体の支出を減らしていいというわけにはまいらないだろうと、私はそういうふうに思います。むつ市の若者の置かれている就職の現状、あるいは地域の経済、そういうものを考えると、特に旧町村の人たちの実態は本当に大変です、そういう点では。ですから、再考をされるように、この点は強く求めて次の質問に移らせていただきます。

市長に参考になればということで、佐渡市、ここは合併されまして、むつ市と非常に基地の関係も含めて似ているところなのですけれども、それ

をお読みいただきながら質問を聞いていただきたく
と思います。

まず、佐渡島が合併して佐渡市になって、そして
今全国で4カ所に配備されている中の一つがむつ
つ市、あるいは佐渡島、沖縄、こうあるわけです。
佐渡市には概要を提出してあるけれども、むつ市
には提出していないと、できていないということ
は、市長は口頭では聞いたけれども、文書でお示
し願いたいというふうな形でご要望はなされな
かったのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この通称ガメラレーダーと
言われる釜臥山配備の警戒管制レーダーでござい
ますけれども、この部分につきましては、私が議
長のときにこの工事の様子が伝えられまして、そ
して今の定数になる前の議会のほうでは議員各位
にはお知らせをしたように記憶をしております。

そして、今この立場になりまして、先般第42警
戒群司令がお見えになったときには、先ほど工藤
孝夫議員から私にお示しのあった資料のような
かなり具体的な計画図、立面図、そして管理棟の整
備計画図だとかと、こういうものは私には示され
ませんでした。はっきり申し上げまして、このよ
うなものが出ていいのかなと、逆に私はこの防衛
上ちょっと不安を今一瞬感じたところであります。
一般質問は市の一般事務についてのお尋ね、
ご意見を述べる場所でございますので、余り深く
は立ち入ることは私はいたしませんけれども、今
この図面を見まして、ちょっと驚きを抱いている
ところでございます。手前どものほうには、スケ
ジュールは示されましたけれども、口頭での状況、
そういうふうなことのお知らせがあったのみでござ
います。

以上です。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） いわゆる市長から文書で示し

てほしいという要請はしなかったということでご
ざいます。

そこで、これから地上デジタル放送の全国的な
エリア拡大ということに入っていくわけですけれ
ども、今の高度なレーダーが、施設が設置される
ことによってテレビの画面が見えにくくなった
とか、ラジオの音声が届かなくなったとか、そ
ういう難視難聴問題が非常に沖縄のほうでは起
こっているということもございます。そういう心配
はないのか。

それからまた、これから平成22年度までの間に
完成を目指して工事にかかるということでありま
すけれども、観光への影響はないのか、この2点。

さらに2年前の平成18年3月定例会に私は杉山
前市長に公表の問題で質問したときに、杉山前市
長は説明するにしても行政側には何も資料がない
と、だから必要であればこちらから取り次いで防
衛施設局等から説明に来ていただくこともあり得
ると、可能だと、こういうふうにご会議録を確認し
ても答弁されております。それからまた、説明会
を開いてもらうように要請する準備もあるという
ことで明確に答弁をされております。宮下新市長
におかれましても、杉山前市長の政策を基本的
には継承すると、そういう公約でもたしかあった
はずであります。ですから、そういう杉山前市長
のいいところはぜひ継承して、前向きにこの文書
での施設の公表、これをかけ合って議会に提出し
ていただきたいと思うのですが、そのご意思のほ
どを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、テレビ放送とかラジ
オ、この部分で難聴等が生じた場合をご懸念され
ておりますけれども、そういうふうな場面になり
ましたら、当然市としてそれらの対応方について
はお願いをしていかなければいけないと思ってい
ます。

また、観光につきましては、3年くらい前の私の当時の職の中でも、そしてまた今の立場の中でも、観光道路がありますし、この部分については十分な配慮をお願いしたいということは口頭では申し上げました。さらに、できるだけ市民の方々に工事の進捗状況、またお願いをする部分、こういうことについては市政だよりなどを通じてお知らせをしていただきたいというふうなこともお話ししております。実際これは平成19年6月25日号の市政だより、これにも第42警戒群からのお知らせ、さらに先ほど申し上げましたように、ホームページ等々で東北防衛局管内における弾道ミサイル防衛レーダー等の配備についてという部分で関心のある方、またそういう知識を求めたい方、こういう部分は幾らでもアクセスできて、その情報等に入り込めるといふふうに公開もされているようでございます。

また、説明会等々の要望がもし議会のほうからあれば、私からまた取り次いでお願いをする場面もあろうかと思えます。その部分については、第42警戒群のほうに議会のほうでご意見が集約され、こちら部局のほうに説明会の要請がありましたら、その中でご要望に沿うような形で進めることも可能だと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 今、少し前向きなご答弁をいただきました。市長にお渡しいたしました佐渡市のその設備の概要文書、そういうので結構ですから、ぜひ関係者のほうに文書で公表するように求めてほしいと思えます。これについては、議長からも強く市長にご要望願いたいというふうに思います。

先ほど市長は、いわゆる重要文書だということに驚いたというふうなことを率直に言われました。いわゆる機密文書でないかというようなニュアンスに受け取ったわけですがけれども、実は私先

日佐渡市のうちのほうの市議会議員に電話して聞いてみました。そうしたら、ここも非常にむつ市と同じように合併もした、当初60人、それから1年半の特例期間を過ぎて今30人ですか、同じぐらいの議会の構成だと。基地もあって、随分共存共栄をずっとやってきたと。しかし、佐渡市のうちのほうの市長もというふうな言い方で、情報公開が何より大事だということで、議会の要請に応じて防衛施設局のほうに要請して提出してもらったと、そういうお話でありました。

情報公開ということについては言えば、佐渡市の市長、それから宮下市長、情報公開、強く市民の皆さんに約束していることでありますし、これを強調しているわけですから、全くこれは同じだと。そうすれば、何ら佐渡市の市長と宮下市長と、そう格差もないし、これは出していただけるものと。そして、議会の要望に応じていただけるものと、私はこう思います。そういう意味で、市長の判断一つでありますから、これはぜひ要望して、市議会のほうに公表していただきたいというふうに思いますけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 情報公開の部分のお尋ね、ご意見でございますけれども、これは平成18年5月17日の日付がついておりまして、今から2年前なのですけれども、実は驚いたということは、余りにもちょっと私も初めてこういう形の立面図からさっき言いました計画図、事細かい表現が非常に多うございまして、これは果たして国防上、また治安上、ここまで一般的に公開をしていいものなのかどうか、この判断が先ほど拝見したときに驚いた部分でございます。この形で佐渡分屯基地のほうで提出して、議会のほうにお示しをなされたのかどうか、当然なされてこの形でございまして、これらも確認をしなければいけませんし、ただちにこれと同じような文書と、こういうふう

なこと、レーダーサイトはしっかりこれは北日本、北東北3県、北海道、それらをひっくるめましてのレーダーサイトで、非常に防衛上機密性の高い、そして治安上も非常にあの山頂に行きまして、なかなかしっかりと警備をしているような状況、昨今の国際情勢等を見ますと、これは安易になかなか公開ができないものでないかなという感じを持った次第でございますので、これらもあわせて第42警戒群のほうに問い合わせをして、また議会の総意で説明会の要請がありましたら、それにこたえるように交渉をさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） これは、佐渡市長が防衛庁まで出かけていただいたというふうなことでございます。それで、何が軍事機密に属するのか、機密文書に属するのかということは、我々が判断できるものではなくて、当然防衛省で判断して、これならいいよというものを提出しているわけですから、何らご懸念はないだろうというふうに私は思いますので、ひとつ市長にはよろしくお願いいたします。

情報公開の点では佐渡市長には決して負けないように強く要望しておきたいとします。それについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 情報公開について負けないようにというふうなことでございますけれども、すべての部分で張り合って頑張らなければいけないと、こう思いつつ、果たして国防上どうなのか、エネルギー、例えば原子力のそういうふうなものを要求されたときどうなのか。やはり守らなければならない情報もあろうかと思えます。その部分を無理に情報公開しろとって、そこで勝ち負けを論じられると、ちょっと厳しいところがあると思うと思います。しかしながら、できるだけ情報

公開というのは基本スタンス、これは守りつつ、そして向こうのほうでも出し得る情報と出し得ない情報ということがあろうと思えますので、出し得る範囲の中での要望はしていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

火災警報器の設置についてでありますけれども、この件につきましては、先ほどのご答弁にもありましたように、私もいわゆる下北地域広域行政事務組合においての質疑の会議録を読ませていただきましたけれども、非常に啓蒙活動は熱心に行われているようです。同僚議員の質問がありまして、今日まで来ているわけでありまして、その中で先般の同僚議員の質問に対して市長は明確な答弁をしております。読ませていただきます。

「特に高齢者世帯や生活保護世帯等への設置普及には、各市町村からの補助、助成が必要な部分も出てくると考えられる」と。私が今要望した質問に真っ向から前向きに、そして誠実にこたえたと同じようなご答弁でございます。ですから、間違いのないご答弁でございますので、このことも広域の議会でのご答弁と今の市議会のご答弁と食い違いのないような形で取り組んでいただきたいと思いますということを強く申し述べて私の質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎健吾議員

○議長（村中徹也） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。4番岡崎健吾議員。

（4番 岡崎健吾議員登壇）

○4番（岡崎健吾） 昨年のむつ市議会議員選挙において川内地区から選出されました岡崎でございます。むつ市議会第196回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。私にとりまして、初当選後初めての一般質問でもあり、非常に緊張しておりますので、お聞き苦しい点が多々あるかとは思いますが、ご容赦くださるようお願いいたします。

これまで2回の定例会を経験し、先輩議員の一般質問をいろいろ勉強させていただきましたが、まだ経験が浅いことから、先輩議員より不規則発言だとか、通告外だとか、厳しいご指摘を受けることのないよう十分留意し発言をいたしますので、議長を初め先輩議員におかれましては、何かとご配慮くださるよう重ねてお願いをいたします。

それでは、まず初めに、むつ市の観光についての第1点目、東北新幹線新青森駅開業を前にについてであります。昨年青森県が実施した平成18年度観光レクリエーション客数調査によりますと、平成18年度の青森県の観光レクリエーション客数は、東北新幹線八戸駅開業効果が落ちついてきたこと、また春の低温や秋の悪天候により観光客が前年度を下回ったものの、観光関連施設等の入り込み数が増加となったことから、県全体としては4,741万2,000人、対前年度比100.5%の微増となっており、これに関連する観光消費額は1,662億円と推計されております。観光産業の効果は、目に見えにくいものでありますが、実は県内の農林水産業、食料品製造業、商業などさまざまな産業へ効果を及ぼしております。青森県では、

これからの観光振興の方向性として、全国に誇るべき農林水産業や美しい自然景観、多彩な温泉資源、さらには伝統的な祭りや郷土料理など、特色ある地域文化等を有する空間の中でゆっくりと流れる豊かな時間を来県される方々に全身で満喫していただく青森ツーリズムの展開を図っております。

また、東北新幹線新青森駅開業が平成22年度に予定されている中で、県では先ごろ県新幹線開業対策推進本部の総会を開催し、大型キャンペーンの枠組みなどを検討するプロジェクト推進委員会を新設するほか、9月には観光振興策を討議する開業対策推進フォーラムを実施する事業計画を承認し、開業に向けた取り組みを強力に推進することが報告されております。

むつ市長期総合計画の基本構想、観光の振興の中では、東北新幹線八戸駅開業により首都圏と本県が身近になり、さらに平成22年には新青森駅まで延伸されることから、観光客の増加が大いに期待される、面積的にも広域で豊かな自然資源を活用した第1次産業が発達している条件を最大限に生かし、トレンドに合った多様な観光振興を図るとうたっております。

東北新幹線新青森駅開業は、むつ下北地域にとって観光を初めとした地域振興策を推進するうえで千載一遇の機会であり、また開業効果を最大限引き出すためにも、むつ下北地域が一丸となって取り組むことが必要ではないかと考えますが、むつ市においては現在どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

2点目、観光ガイドタクシー乗務員の養成についてお伺いいたします。新聞報道によりますと、青森市タクシー協会と青森市コンベンション協会は、東北新幹線新青森駅開業前にこの4月から観光ガイドタクシー乗務員の養成講座を始めたという記事がございました。この講座の内容は、もて

なしの基本や観光案内のポイント、地元の文化、歴史等を学んでもらうという内容で、この講座の対象は各タクシー会社が推薦する合わせて50人程度の乗務員で、講座終了後の試験の結果により観光ガイドタクシー乗務員に認定するというものです。認定乗務員は、観光客が思い出に残る楽しい旅ができるよう高いレベルの接客とご当地情報を提供するおもてなしの心で観光客に接するということでもあります。乗務員にとりましては、観光案内の知識を習得し、維持することは非常に大変なことだろうとは思いますが、評判がよければ、観光タクシーの需要はさらに高まるものと思われる。

東北新幹線八戸駅開業で八戸市への観光客が4割近く増加したことは、新幹線効果の大きさを見せつけました。八戸市内のタクシー会社では、開業当時、観光タクシーの需要も5割近くふえたと話しております。また、観光客が最初に出会うタクシー乗務員の対応によって、その土地のイメージをつくるのは珍しくないと思います。むつ市においては、東北新幹線の駅がなく、またその駅からさらに遠く離れているということで、青森市、八戸市とは状況に違いがありますが、観光ガイドタクシー乗務員を養成することも観光振興の一つの手だてになるのではと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

続きまして、市町村合併の検証についてお伺いいたします。平成17年3月14日にむつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村が新むつ市のさらなる発展を期して市町村合併をし、合併を契機になお一層市民のニーズを的確に把握し、増大、多様化する行政需要に適切に対応しつつ、住民福祉の向上と新しい時代の要請にこたえる活力ある地域社会の実現を図ることを目的に新むつ市が誕生してから、早いもので3年3カ月がたとうとしております。最近の新聞紙上には、合併した各地域の住民から、

合併は成功だったとか、また失敗だったとか、さまざまな意見が寄せられております。

そもそも市町村合併の評価とは、具体的には合併してよくなったか、成功したか、合併して悪くなったか、失敗したかを評価することであると思いますが、現在どのような基準を持って、成功、失敗を判断するのか、またその判断する手順、方法は必ずしも一般化されてはおりません。市町村合併を評価する場合、国や県、市町村などの行政の立場で見ると住民の立場で見ると2つの視点があるものと思います。行政の立場で見た場合には、行政職員の削減が図られ、行政コストの効率化が図られたとか、あるいは行政規模が大きくなったことにより、例えば大型プロジェクトが可能になったか等が評価の基準になるものと思います。また、住民の立場で見た場合には、どの程度住民サービスが向上したかが最大の評価基準になるものと思います。しかし、市町村合併の成果を短期間で評価するのは困難であり、成果が目に見えた形で出てくるには、最低10年程度は必要であると思います。市町村合併をして3年を経過した今、この3年を正面から検証することにより、将来への新たな展望が開けてくるのではないのでしょうか。市長は、就任直後に、合併した旧町村地区から感情論的不満の声が聞こえているので、どこから出ているのか検証が必要だと言っております。就任後1年を迎えようとしておりますが、これについて検証されたのかどうかお聞きいたします。

第3点目、むつ市立小・中学校施設の耐震化の状況についてにつきましては、昨日と本日の一般質問で先輩議員より同様の質問があり、それについて誠意ある答弁があり、十分理解をいたしましたので、今回は取り下げさせていただきますが、先月発生いたしました中国四川大地震では、校舎の倒壊により6,000人余りの児童・生徒のとうと

い命が奪われ、改めて学校施設の耐震化の必要性を認識したところでありますので、整備計画どおり小・中学校施設の耐震化を図っていただくようお願いいたします。

最後に、むつ市立小・中学校の学校図書購入費についてお伺いいたします。文部科学省では、平成5年に児童・生徒の読書離れを防ぐため、公立学校の図書館が保有すべき本の冊数を学級数などを基準に算出する学校図書館図書標準を定めるなど、これまで学校図書の整備促進を図ってまいりました。先月文部科学省が公表した平成17年度学校図書館図書整備費に係る調査結果によりますと、学校図書購入費として国が各自治体に地方交付税として財政措置をした図書購入費約200億円のうち、実際に各自治体が本の購入に予算化したのは78%にとどまり、残り22%に当たる約44億円が他の目的に流用されているとのことであります。また、予算化した割合を都道府県別に見てみますと、本県が最も低く38%となっており、1校当たりの図書費や図書標準達成率が全国で最低レベルとなっておりますが、むつ市においては現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎健吾議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市の観光についての1点目、東北新幹線新青森駅開業に向けて、むつ市ではどのような取り組みを考えているのかというご質問についてでございますが、下北地域6市町村と関係6団体で組織し、私が会長を務めております下北観光協議会では、平成19年から平成23年までの5年間は新青森駅開業を念頭に置いた周遊ルート整備、情報発信、資源開発、そして受け入れ態勢の整備

という4本の柱を掲げ、具体的には四季を通じた体験メニュー、下北半島エコツーリズム、観光の旅先案内人ツアーガイド育成、下北地域の多彩な夏祭りやイベントが開かれる6月から10月に半島をくまなくめぐっていただく下北半島グルメ食さまいスタンプ・ラリー、地産地消のための名物料理開発、さらには下北歴史街道再発見（菅江真澄編）などの事業を企画しており、開業のチャンスを最大限に生かしていかなければならないものと考えているところであります。

次に、ご質問の2点目、観光ガイドタクシー乗務員の育成についてでございますが、ここ数年大手の企画する団体旅行とともに、件数は少ないものの、50代以上のご夫婦や小グループといった個人旅行がふえ、観光タクシーの需要がふえております。観光客が観光地に到着し最初に出会うのはタクシーの乗務員と思われ、短い時間ではあります。乗務員の適切な対応により、その土地のイメージがつけられることは珍しくなく、タクシー乗務員の方々には運転という本来の仕事以外に重要な役割を担っていただいているものであります。

ご質問の観光ガイドタクシー乗務員の養成について、今年度青森県では新青森駅開業を契機に観光タクシードライバーの認定制度を全県的に導入していく方針を打ち出しており、この認定制度は、もてなしの基本や観光案内のポイント、接客マナーや地元の文化、歴史を学ぶ講習会を受講することにより任意の団体が認定するもので、県内では議員ご指摘のとおり、青森市タクシー協会と青森コンベンション協会が事業を始めていると伺っております。

むつ市では、昨年行われた下北地域県民局主催の模擬検定試験、ことし2月に行われた下北検定の受験者の中に市内タクシー会社の乗務員の方々の参加が多く見られたとお伺いしております。今

年度下北観光協議会においても、一昨年から継続して行っているワークショップの中の二次交通部門で取り上げるなど、資質向上のための養成講座等のバックアップをしていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市町村合併の検証についてのご質問にお答えいたします。ことしの一般施政方針の中でも述べましたが、市議会議員及び市長職を通じて現在隣の地区との垣根を越えた融和の心、連帯意識の芽生えが実感できる反面、合併しなければよかった、合併しても何もよいことはなかったという声が残念ながら出ていることも承知しております。これは、よい意味でとらえれば、合併時の緊張感や遠慮が解けて、何でも物を言える雰囲気醸成されてきたあかしではないかとの思いもありますが、市町村合併の難しさを思い知らされているところでもあります。改めて実質的な一体感を図ることは一朝一夕にはまいらないものと思いを強くしているところでもあります。

これまでは、町、村という古くからつながりのある区域で、その地域になじんだ行政サービスが行われてきておりました。合併により行政区域が拡大され、より広い視点からの行政経営が求められた結果、率直に申し上げまして、地域の末端まで目が行き届かなくなっていた部分もなしとはいたしません。ただ、岡崎議員ご承知のとおり、合併は人口及び財政規模を拡大し、行政サービスの向上を図り、地域の住民環境を整える予算規模の大きな事業を行えるようにすることが本来の目的ではありますが、平成の合併は、弱体化した市町村の財政状況の立て直しに主眼が置かれたことは否めないところです。当市におきましても、例に漏れず、今は財政再建をなし遂げることを至上命題としております。そのため、各施策が目に見える形で展開できず、私としてもじくじたる思いもあるわけですが、幸い財政環境も整いつつあります。

今後財政運営の健全化を進めながら、住民が合併のメリットを享受できるような施策を充実させてまいりたいと思っております。その施策を展開するうえで、住民個々の思いが那邊にあるのかということ、市長への手紙、おでかけ市長室など、広報広聴機能の新たな取り組みをもって積極的に耳を傾け、きめ細かい行政サービスの提供及び迅速に問題対応する組織づくりに意を用いてまいりたいと考えております。

また、当市は合併当初から旧町村地区における行政サービスを高めるために分庁舎制を採用する道を選びました。将来的に地域住民にとって、より利便性の高い行政組織を目指していくため、分庁舎における機能の充実を図っていくことについて意を用いてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

あわせて岡崎議員におかれましては、市民と行政とのかけはしになるべく志を抱き、市議会議員に身を転じられたものと推察いたしておりますので、その思いを市政発展のために寄せていただき、さらに我々と手を携えていただき、市政発展のために力を合わせていただきますようお願いを申し上げます。

質問事項の3、むつ市小・中学校施設の耐震化の状況、取り下げということでございます。

そしてまた、質問事項4、むつ市立小・中学校の学校図書購入費、これにつきましては、教育委員会より答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） ただいま岡崎議員から、前任者と申しましょうか、浅利議員、目時議員、それから新谷泰造議員が耐震のことについてお触れになったということで、重複を割愛されたところでございますが、私どもといたしましては、岡崎議員の思いといいましょうか、考えていることは

十分重く受けとめておりますので、引き続き財政当局と十分協議しながら整備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、岡崎議員の2番目の質問でありますむつ市における学校図書費の予算化の状況についてのご質問にお答えいたします。文部科学省では、児童・生徒の人間性や感性、読解力をはぐくむうえで読書活動が重要であるとのことから、学校図書館図書標準により学校規模に応じた図書蔵書冊数を設定し、平成14年度から平成18年度まで総額650億円の図書整備に係る財政措置を講じておるところであります。さらに、昨年の平成19年度から平成23年までの5年間では、図書購入のため年間約200億円、総額約1,000億円の財政措置を講じることとしております。

当市の学校図書に関する状況を申し上げますと、平成18年度末の図書の保有状況は、小学校全体では学校図書館図書標準の定める冊数12万9,760冊に対し8万5,920冊で、充足率は66.21%、中学校全体では標準冊数8万2,560冊に対し5万7,778冊で、充足率は69.98%となっております。また、学校図書館図書の地方財政措置に対する予算措置状況を申し上げますと、平成19年度では小・中合わせて全国平均が78%であるのに対し、青森県平均では38.4%、当市は17.1%となっております。他に比較して図書購入の予算措置としては少ない状況となっておりますが、平成20年度、今年度の一般会計予算は、前年度と比較しまして伸び率が1.3%あるにもかかわらず、図書購入費は昨年同様の予算を確保していただいたところであります。なお、今年度は特に児童・生徒の机、いす、さらには教育用パソコンの更新を含め、これまで以上に学校整備等の充実に努めておりますことをご理解いただきたいと思っております。

今後とも児童・生徒にとって何を優先させるべきか、教育環境を見据えながら、学校図書館図書

標準率の達成、学校図書の充実に努力してまいりたいと考えております。

学校図書館に不足する分につきましては、当面図書館本館、あるいは移動図書館の活用もあわせて対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） 細部にわたるご答弁、本当にありがとうございます。

それでは、むつ市の観光について再質問をさせていただきます。まず、観光ガイドタクシーについてであります。むつ市に行けば観光案内のタクシーがあるという、そういう情報を発信することによって、下北を訪れようとする観光客の方々に安心感を与えることができるものと思っております。観光ガイドタクシー乗務員を養成することは、下北の観光を推進するうえで、プラスになることはあってもマイナスになることはないと思っておりますので、いろいろ難しい問題等もあるかと思っておりますが、ぜひ行政主導で取り組んでいただきたいと思っております。

私は、2年ほど前に体育協会の交流事業で、むつ市と姉妹都市であります会津若松市に訪問をしてまいりました。その際、鶴ヶ城を見学して、ボランティアガイドの方々から懇切丁寧な説明を受け、非常に感銘を受けた記憶がございます。昨日県の観光関係のサイトをちょっと調べてみましたら、県内のボランティアガイド団体の数は、県内で22団体ありました。非常に残念ですが、むつ下北地域にはありませんでした。むつ市においては、今後特に恐山観光にかかわるボランティアガイドの育成が必要と考えますが、これについて市長のご見解をお伺いします。

また、むつ下北地域への最近の観光客の入り込み数の動向についてもお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 情報発信の部分のご意見がございましたので、あえてお話をさせていただきたいと思います。

当初予算でホームページの作成が各部の特徴を持った作り方ができるようなシステムの予算が可決をいただきまして、間もなくそのさまざまな部分での作業が始まり、秋口には各部の、各課の特徴あるホームページ、そういうものを一つのむつ市の公式ホームページの中に集約できるような体制になろうと思います。私も春からこの広報広聴課秘書広聴監という形の中で、広報広聴機能を高めていかなければいけないという思いがありまして、今むつ市のホームページも、非常に少しずつではありますが、充実をしてきているところでもあります。例えば桜の花の状況、時期、早掛沼公園、そしてまた来さまい大畑桜ロード、愛宕山、水源池公園という形で、桜の開花状況等をお伝えする部分、そういうふうなところも新しく作り、そしてさまざまな部分で今ホームページの充実を少しずつ、一步一步ではありますけれども、させている状況でありますので、例えばその観光ガイドタクシーの件、そしてまた観光情報の発信、こういうふうなものはやはりこちらのほうにおいでになる方々の多くはホームページを見、また旅行会社等、そういう関係者の方々によく見やすいような形で情報発信をしていかなければいけないと認識をしておりますし、下北観光協議会の中でも十分その情報発信については意を用いていきたいと、このように思います。

観光ボランティアガイド、この組織の部分につきましてのお尋ねもございました。全国的には1,200以上あるというふうに伺っております。ガイドだけではなくて地域づくりというものにも参画するという活動も盛んになっております。これは、やはり観光をガイドするということは、地域に十分に目配り、気配りができるという形の中で

そういう方向もまた出てきているのではないかなと、こういうふう思うところであります。

むつ市の観光ボランティアガイドにつきましては、下北観光協議会の事業として平成18年から2年間育成事業を行っておりまして、平成19年5月には下北自然ボランティアガイドクラブとして立ち上げて、現在11名の会員が登録されており、昨年は大手旅行者などからの依頼で、16件322人のお客様へのお手伝いできたということでございます。また、恐山境内のガイドにつきましては、料金が多少かかりますが、ことし5月から恐山境内ガイドとして恐山菩提寺で行っていると伺っております。この下北自然ボランティアガイドクラブに携わっている会員は、私たちが暮らしております下北地域を一人でも多くの人たちに紹介したいという情熱で立ち上げられた組織でありますので、市としてもできるだけバックアップをしてみたいと、このように考えております。

再質問の2つ目でございますけれども、観光客の入り込み数の動向でございます。平成18年の青森県観光統計では、前年比1%という微増になっておりますが、平成19年の施設を特定した調査では、昨年行われましたJR東日本の北東北デスティネーションキャンペーンが7月から9月に行われた経過もありまして、むつ下北観光物産館が129%、市内宿泊施設が133%、船舶等の2次交通が134%ということでふえております。下北地域の魅力は、確実にPRされてきているものと、このように考えております。

さらに、東北新幹線新青森駅までの開通になりますと、東京から一番近い下北半島地区が脇野沢地区になるのではないかなと、私は今想定をしております。青森まで一番早いので3時間ちょっと、それから海上交通を使いますと脇野沢まで1時間というふうな形で、そういうPR、そしてそこを入り口にして下北を周遊してもらおうコース、そう

いうふうなこともやはり考えていく必要があるだろうと思いますし、先ほど壇上でお話ししましたように、下北歴史街道再発見、菅江真澄、この部分におきましては、大畑地区に非常に何度も来て、そして田名部地区、川内方面にも行ってありますし、そういう歴史的な人物、これは中川五郎治もそうでございます。それから、映画のほうの川島雄三、そういうふうなストーリーを持たせた形の中で観光に取り組んでいく必要もあると、こういうふうには認識をしているところでありますので、さまざまな部分でこの下北自然ボランティアガイドクラブ、こういう形で、観光に携わる情報等を発信している方々に力を与え、そしてサポートし、一緒になって市自体も発信をしていかなければならないと、このように思うところであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） 今のご答弁の中に平成18年度のむつ下北地域への観光客入り込み数が前年度比1%の微増ということでお伺いいたしましたが、私の今持っている「データむつ2008」の中で、下北半島国定公園地域別入り込み数を見ますと、平成15年の165万6,000人から毎年減っておりまして、平成18年度では平成17年度に対して約3万5,000人ほど減っているという統計が出ています。確かに統計のとり方で数字はいろいろ違ってくるかと思いますが、今言われたその1%の微増、そしてこの「データむつ2008」との違いがもしわかりましたら、ちょっとご説明いただければなと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答え申し上げます。

先ほど市長答弁にございました平成18年度の統計前年比1%微増という数字でございますが、これは青森県で実施しております観光統計から取り上げさせていただいた数字でございます。市で出

している「データむつ2008」につきましては、その対比を行っておりませんでしたので、今後検討課題とさせていただきたいと思います。先ほどご答弁申し上げましたけれども、「データむつ2008」によりますと、むつ市は若干減少してございます。ただ、先ほど市長答弁いたしましたのは、下北地域全体での数値でございまして、その数値のほうは1%の微増ということになります。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） 昨年10月に県が「その先のおもり」リゾート創出事業の一環として下北モニターツアーを首都圏などに募集したところ、5組10人の定員に対し、予想をはるかに上回る1,172組の応募が寄せられたことは市長もご承知のとおりだと思います。モニターの方々は、下北に滞在中は恐山や薬研渓流等をめぐり、下風呂温泉に宿泊し、烏賊様レースや塩辛づくり等をいろいろ体験され、また下北に訪れたいとのコメントが寄せられております。モニターの方々からツアーの感想を聞いたところ、8割がぜひ再訪したい、残り2割の方が、できれば再訪したいとの答えが返ってきております。これは、これまで首都圏等においてむつ市がさまざまなイベントを開催してきたことの効果のあらわれでもあると思います。今回この下北モニターツアーを企画した県では、下北ブランドの発進力を再認識し、今後の観光推進に大いに弾みになると期待をしております。今下北は、首都圏から非常に注目を浴びていると感じているのは私だけではないと思いますが、市長はどのように感じておられるのかお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今岡崎議員は、県で主催しましたモニター、5組10人だったでしょうか、その例を取り上げて、下北に対するまた来てみたい、そしてできたら来たいという、すべての方がそう

いうふうなことで下北に対して一度訪れた方は、もう一回リピートしたいという内容のお話でございました。

実は、これとはまた別のケースでございますけれども、ここ数年青森県内の民放で放送されておりました、1時間物で原子力関係、たしかあれば資源エネルギー庁だったと思います。協賛を得て、30人から50人くらいの規模だったと思いますけれども、昨年私が市長に就任して初めてその訪れた方々、埼玉県の方、浦和か大宮のところで行っておりますコミュニティー放送、エフエム放送で募集をして、そして駅前パンフレットを配って当選された方がむつ下北を訪れて、観光、そしてさまざまな歴史、風土に触れてお帰りになったというふうな、そのグループと私お会いをいたしました。そして、ただちに私もその若いご夫婦、埼玉県の本庄市にお住まいの社会保険労務士事務所を開設している方とお話をする機会がその場面ございました。私も早速下北の観光の冊子、これらを送りました。そうしたらメールが届きまして、非常にこの訪問がすばらしい訪問であったと。そして私はその際、中川五郎治の話をつけ焼き刃でちょっとさせていただきまして、速攻で吉村昭さんの本「北天の星」を買い求め読んでいます。そして、こういう歴史のある地域をもっともっと広げなければいけない。そして、パンフをもらってきて、周りじゅうに配布しておいたと。テレビで放送されたものをDVDで録画して、それを隣近所友達に配ったというメールが私に届きました。その意味として、私は1人でも2人でもこういう方々にむつ市の応援隊となってほしい、観光のPRの窓口になってほしいということを常々思うところでありますし、その機会があれば、どんどん、どんどん私自身も出て、また市役所職員全体が下北のPR、むつ市のPR、そういうこともしていかなければいけない。そのためにも私は下

北検定の模擬試験を自前でやりましたし、秘書課にもその模擬試験を受けさせております。そういう意味で、知識の集積、そして現地に赴いて、そのよさ、そういうふうなものを私たち自らがPRをしていくという一人一人の心構え、これらをもっともっと高めていって、大いに中央に発信していく必要があると、こういうふう認識しておりますので、どうぞ岡崎議員もご協力をいただきますようお願いを申し上げたいと、こう思います。以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） さきの県議会においても三村知事は攻めの農林水産業を展開すると答弁しておりますが、今現在市長が先頭に立って展開しております「むつ市のうまいは日本一」についても、市長の攻めるといふ姿勢を強く感じております。また、先ほど申しました観光ガイドタクシー乗務員の養成、それからボランティアガイドの育成も、そのたぐいのものと思いますので、むつ市においても、ぜひ攻めの観光を展開することを切望したいと思います。

それから、合併の検証についてであります。先ほどの市長の答弁の中では、合併を検証したとか、今後するとかというご答弁がありませんでしたが、昨年市長が就任されてから最初の庁議で、確かに先ほど私が申しましたように、検証してほしいという旨のことをおっしゃっていました。私も当時ちょうど職員でございましたので、その話を教育委員会の課長会議で部長からお聞きして、もうこれは市長の指示だということで、そういう認識をしました。ところが、私はもう7月いっぱいやめましたから、そのことはよくわからないのですが、後でいろいろ聞くと、そういうのはやられていないということで、今回この一般質問に取り上げたところであります。

市長は就任後、それから就任されてからも合併

にかかわるさまざまな不満の声やそういう声を各町村の方から聞いて、それがそれこそおでかけ市長室、それから市長への手紙、それにつながっているのではないかと考えています。今この3年間を正面から検証してこそ将来の展望が開かれるのではないかと考えていますが、市長にはぜひここで検証するというを言っていただければ、時間も時間もすし、私のこれについての質問はここで終わらせたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 検証はしているのかどうかということでお尋ねでございますけれども、今岡崎議員のお話のように、役所に声が届かないと、こういう部分を察知いたしましたので、早速この部分で検証の一端としておでかけ市長室、市長への手紙ということで各団体、各地域の方々から多くの声が寄せられていると、これも一つの検証であるというふうなご認識をしていただきたいと思います。合併事務事業の検討結果報告というふうな形で平成18年3月、平成19年3月、平成20年3月、それぞれの事務事業について、これは検証をいたしているところであります。しかしながら、先ほど壇上でもお話しいたしましたように、感情的な、合併してよかった、よくなかった、こういうふうな部分、これらはおでかけ市長室だとか市長への手紙、これを回を重ねることによって少しずつ打ち解けてお話をいただけるものだと。何がいけなかったのか、何がよくなったのか、こういうものを掘り下げてお話をする機会が出てくるものだと、こういうふうに思います。

これらの2つの事業、そしてまた今度は7月、8月ごろから始まる出前講座という形で、さまざまな市政の課題、そして各種団体で考えていること、こういう場면을市職員が出かけて講座を開設、32講座を一応予定しております。その中から各種

団体のほうから選んでいただいて、さまざまな市の抱えている課題、そしてまた住民の方々がお考えになっている部分、そういうふうなところを講座として出かけてお話を説明をさせていただく場面、こういう形で取り組んでいきたいということでございます。検証は改めて、例えば合併してよかったのかどうかというふうな住民に対しての検証、これらはやはり実際あります。市長への手紙の中で、合併しなければよかったと。しかし、また一方で多くなってきているのは、合併してよかったと、合併効果が非常に出ていないのかという声も各団体のほうから届いていることも事実でございます。その意味からして、検証の度合いというふうなことをもっともっと頻度を高め、また密度を高めるといふ思いをこれから取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） 最後になりますが、学校図書購入費についてお伺いいたします。

先ほどの答弁では、むつ市の学校図書館図書の充足率は、小学校で66%、中学校では約70%、また地方財政措置に対する予算措置状況も17%と非常に少ない状況のようですが、そこで市長にお伺いいたします。学校図書費は、地方交付税のため最終的な用途は各自治体にゆだねられており、その地方交付税が毎年削減されていることは十分理解しておりますが、子供たちの読書環境を整え、子供たちが良質の本と向き合うことで最近活字離れとなっている子供たちが活字を好きになる第一歩になるといふ思います。「こどもは地域のたからもの」、これは市長が何回も言われておりますが、最後にぜひ市長に、市長は予算については最終的な判断をする立場にもあります。この学校図書購入費について前向きな答弁を期待して、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 学校図書購入費の件、その内実は岡崎議員も重々ご承知だと思います。極力私としては子供たちに読書機会、読書の環境をつくりたいという思いは全く岡崎議員と理念を、また思いを共有しております。保健福祉部のほうで実施しておりますブックスタート、それからブックモバイル、そういうものも充実しておりますし、財政状況をかんがみながら、全体が減額をしつつも、先ほど教育長の答弁の中でありましたように、その部分は横になっておりますし、パソコンの問題、それからスクールデスク、さまざまな部分で補っておりますけれども、まだまだその部分では図書購入費、これからも意を用いていきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（岡崎健吾） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

午後3時20分まで暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。25番齊藤孝昭議員。

（25番 齊藤孝昭議員登壇）

○25番（齊藤孝昭） 本日最後になりました一般質問をします齊藤孝昭です。むつ市議会第196回定例会に当たり一般質問を行います。

宮下市長が誕生し、約1年が経過しました。その間財政再建を大命題に、さまざまな政策や取り組みを提案し、実施に至っていることは非常によい評価に値するものであり、今後の市政発展へ向け期待を膨らませるものであります。

さて、市長は日ごろから子は宝だとおっしゃっております。ここ数年むつ市の子供たちの各分野での活躍は目覚ましいものがあります。中でも本年3月に行われた全日本ミニバスケットボール大会において、大畑スポーツ少年団が優勝し、日本一となりました。市長のところへも訪問し、市政だよりも掲載されましたが、バスケットボールの専門誌にも大きく取り上げられ、どこかで聞いたフレーズですが、むつ市の大畑スポーツ少年団は日本一と絶賛されました。そして、むつ市のイメージアップにつながったことは間違いありません。大畑スポーツ少年団の栄光と健闘をたたえとともに、指導者並びに父母、そして関係者のご苦勞に敬意を表します。

これからも多方面にわたり活躍する子供たちや市民の皆様が市政発展への活路を見出すものと確信し、行政のバックアップ体制の構築に取り組むべきと考え、市長におかれましては、市民と行政が協働した市政運営へ引き続き取り組まれるようお願い申し上げます。質問に入らせていただきます。

質問の1点目は、地方税法改正による税の活用についてであります。さきの国会でさまざまな地方税の改正が行われました。この制度改正によりむつ市の財政にどのように影響が出てくるのか、出ないのか、見通しが立たないのが現場の状況だと思います。少しでも減収を防ぐ、少しでも増収を図るといった施策を実行し、努力すれば税収アップにつながる制度となっていますから、早急に行動に移すべきと思います。

そこで、今回は税収入をふやすため、ふるさと納税を積極的にお願いするための取り組みについ

て提案するものであります。この制度は、国民の皆様がふるさとに対する何かに貢献したいとか、応援したいという思いを寄附という形で実現できる制度です。地方分権が進み、政府の進める三位一体の改革の影響で地方の小さな自治体は財政難にあえいでいましたが、この制度を有効活用することによって、少しではありますが、光が見えるかもしれないという期待が持てます。この制度ができる前は、代表例の一部ですが、プロ野球のイチロー選手がオリックス時代にふるさとへ住民票を置いたまま活動し、年5,000万円を超える納税をしたりとか、有名ではあります。沖縄県出身の芸能人は、拠点を沖縄県に置き、高額納税を地元へしている方が急増していると聞きます。来年からは、この制度を使い、だれでも少額でも高額でも自分の育ったふるさとへ納税できることとなりました。来年の個人住民税の税額は、ことしの所得金額にかかります。よって、早急に条例制定し、納税確保、税収確保に努めるべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2点目は、環境問題についてであります。ご存じのとおり、脇野沢地区の不適正なごみ処理については、定例会初日の行政報告にて数点の質疑をさせていただきました。いずれも調査中とか県と調整を進めるとか、具体的返答をいただけませんでした。ことしの3月18日に1回目の投書があつてから、間もなく3カ月がたちます。市長は、9月の定例会までは事実関係と今後の対応、対策について報告するとしていましたが、青森県警ではごみの不法投棄を発見した場合は、すぐに通報するように住民に呼びかけています。一般市民が不法投棄した場合、市は警察へ即通報し、捜査依頼をします。今回の事例では、通報もしないし、協力を仰ぐ姿勢すら見せておりません。住民には厳しく、身内の行政には優しくと思われたいためにもしっかりとした対応、対策、調査、そして報

告が必要と思いますが、これまでの一連の対応についてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

次は、ごみ減量化の一環として生ごみ処理機を購入する際の補助制度を導入してはどうかということであります。ごみの減量化は、全国どこの自治体でも積極的に取り組んでいる施策であります。生ごみ処理機購入時の補助制度を導入している自治体も多数あります。それは、なぜでしょうか。生ごみは水分を多く含むため、焼却する際、他のごみと比べ補助となる燃料の投入が必要となり、焼却コスト増大の原因となると言われているからです。むつ市では、広域運営によりアックス・グリーン・サービスへ処理委託していますが、ガスの値段の高騰などを理由に平成15年度の委託料が約3億円だったものが現在では10億円を超えています。ごみの量は減っているのに委託料がふえるのは、ガスの高騰だけが原因なのでしょうか。多量に水分を含む生ごみを焼却する場合は、大量のカロリーが必要となり、ガスの量もそれに比例してふえるのは当たり前のことと思います。市民の皆さんが少しずつでも協力し合い、生ごみが減量されれば処理委託料の節減につながるのではないのでしょうか。生ごみの減量の協力をお願いするため、処理機やコンポストを購入する際の補助を実施してはいかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

最後は、学校及び公的施設へごみの分別箱を設置してはどうかということであります。3月定例会でごみの減量とリサイクルの推進について、市民の皆様へ啓蒙活動が必要ではないかと質問したところ、早速市のホームページや市政だよりを使って分別、リサイクルについて周知していただきました。しかし、各家庭では一生懸命分別やりサイクルをしても、それらをお願いしている市役所にはその気配を感じることができません。市役所

から出るごみのほとんどが紙と思いますが、今は燃えるごみとして処理していませんか。リサイクルへ回すべきです。行政が率先して取り組むことで住民の皆様へ、なお浸透するものと思います。そして学校も同じです。学校は、職員室以外の場所は、そんなにごみの出るところではありません。しかし、利用頻度が少なくても分別箱が置いてあることで児童・生徒がごみの分別に興味を持ち、環境問題への取り組みへ発展するのではないかと私は考えていますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤孝昭議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方税法改正による税の活用について、ふるさと納税を積極的にお願ひするための取り組みを早急に提案せよということについてであります。

ふるさと納税とは、議員ご承知のとおり、生まれふるさと、あるいは転勤やボランティア活動等を通じて、えにしのできた地域などの発展に寄与したいという気持ちを自治体への寄附金という形で行ったときに、その寄附金について個人住民税等の税額控除を受けることができるという仕組みであります。この制度は、自治体間の税収格差を是正する方策の一つとして導入されたものでありまして、市の財源確保というプラスの面がある一方で、市内在住者が他の自治体へ寄附することによる市の税収の落ち込みというマイナス面も含んでいるものであります。現在寄附の受け入れ手続やPR方法、寄附金の使途を限定するのか等、事務的な検討を行っている段階であります。今後さらにむつ市をふるさとと感じていただいている方や、むつ市を応援したいという方々に寄附をし

ていただけるような環境づくりも必要であると考えております。ふるさと納税により寄附をされた方には、市とのつながりを深めていただく中で、寄附が1年で終わることなく継続していただけるような仕組みづくりにつきましても検討しているところであります。

今後斉藤議員ご指摘のように、対応策を具体化したうえでふるさと納税を積極的にPRしてまいりたいと考えておりますが、PRに際しましては、議員各位を初め市民皆様の人脈や情報提供に期待するところも大きいものと思われまますので、この点でのご支援、ご協力をいただきますことをお願い申し上げます、答弁いたします。

次に、環境問題についてのご質問にお答えいたします。まず、第1点目の脇野沢地区の不適正なごみ処理について、行政の対応の甘さを問うとのご質問でございます。行政報告においてもご説明申し上げておりますが、去る3月18日付で匿名の投書が私と民生部長あてに届きました。投書の内容は、口広の山に数百トンのごみの不法投棄があり、将来環境に影響を及ぼす結果にならないか心配なので、調査し、適切な措置を願うとの内容でありました。ただちに脇野沢庁舎所長を呼び、事実関係を調査するよう命じたところ、関係者による事情聴取及び関係書類等による調査から、市有地であります脇野沢赤坂55番15地内の旧採石場へ一般廃棄物及び建築廃材等の産業廃棄物が不適正に投棄されたことは事実であることが判明いたしました。

当該地につきましては、青森県発注の脇野沢川総合流域防災工事から生じた残土捨て場として利用を承諾しておりましたので、土砂の搬入を停止し、また地域住民や周辺環境への影響が心配されますことから、3カ所のボーリング調査による水質検査をいたしました。結果は、一部基準値を上回っておりましたので、再調査をいたしていると

ころでございますが、今後も継続して環境調査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

今後の対応につきましては、ごみの撤去を基本とし、産業廃棄物の投棄もありますことから、県及び警察との連絡を密にし、弁護士とも相談し、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目のごみ減量化の一環として、生ごみ処理機購入時の補助制度を導入してはどうかとのご質問についてお答えします。生ごみ処理機の導入を推進することは、ごみ減量化に対する大きな一助になるものと考えているところであります。コンポストの補助につきましては、旧むつ市では平成7年度から平成15年度までに合計で1,351件の補助をしておりました。補助が始まった平成7年度は、1,000件を超えておりましたが、年々件数が減少し、平成15年度には20件となり、補助制度は終了しております。

また、旧川内町では、平成5年度から平成7年度まで合計440件、旧大畑町では平成5年度から平成6年度まで合計200件、旧脇野沢村では平成5年度に160件の補助をしておりました。県内各市の生ごみ処理機の補助制度の状況であります。八戸市、黒石市、つがる市の3市で実施しており、年間の補助実績は4件から15件ほどのこととあります。現在市販されている生ごみ処理機は、数万円程度の購入費用がかかりますので、なかなか普及まで至っていないものと考えております。生ごみ処理機につきましては、生ごみを分解、または乾燥処理することでごみの量を減らし、ごみの減量化につながるものと考えておりますが、当市の財政事情や普及等を考えますと、今後における取り組みと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、第3点目の学校及び公的施設へごみの分

別箱を設置せよとのお尋ねでございます。私からは、公的施設へのごみ分別箱の設置についてお答えいたします。

ごみの排出量の多い公的施設としては、市役所本庁舎及び分庁舎が挙げられます。現在市では庁舎の清掃及びごみの管理を業務委託しており、庁舎敷地内から回収したごみは分別され、下北地域一般廃棄物等処理施設アックス・グリーンへ搬入されております。庁舎内では、ところどころに缶やペットボトルを分別する箱を置き、簡単な分別をしておりますが、紙くずと缶やペットボトルが混入しているくずかごも見受けられるようです。これまで私たちは、大量生産、大量消費型の社会生活になれ親しんできましたが、一方では廃棄物が大量に捨てられ、天然資源の枯渇、地球の温暖化など、環境問題が大きくクローズアップされてきております。このため、国では3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を基調とした循環型社会を形成していく方針を示し、推進しているところでございます。私たちといたしましても、地球環境を守るため、循環型社会の形成を促進していかなければならないと考えております。まずもって、身近なところから、職員一人一人の意識を変え、市民の模範となるよう分別に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

学校につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 斉藤議員の学校及び公的施設へごみの分別箱を設置せよとのご質問にお答えいたします。

初めに、学校施設から出されますごみの処理につきましては、各家庭と同様に適正に分別し、マニュアルに従って適切に処理しておりますことを

まず申し上げておきたいと思います。しかし、教室に用意しているごみ用の分別箱は、授業の中で環境に関する単元を取り扱うときとか、環境教育に積極的に取り組んでいる学校は別として、それ以外は日常的には設置していないのが実際のところであります。その理由といたしましては、通常の学校生活の中では燃えるごみ以外のごみは発生せず、ごみを分別する必要性がないということでございます。例えば学校給食にかかわるごみにつきましては、その都度他のごみと区別して処理しますし、理科や工作などで燃えないごみが発生した場合には、それぞれ分別して教師や係が責任を持って処理することとなっております。

なお、環境教育の一環としてごみの分別箱を設置しているのは、学校内から発生するごみではなく、アルミ缶やスチール缶などを各家庭から持参させて、その違いの見分け方や分別の仕方を学習する場合に用意しているものであります。現在各学校におきましては、ごみ問題だけにとどまらず、さまざまな形で環境教育に取り組んでおります。川の水質や生物の調査、地域の清掃、動植物の飼育、栽培、牛乳パックのリサイクル、空き缶のブルタブ回収運動、地球温暖化防止への対策、環境保全に対する標語づくり運動など、実にさまざまな特色ある教育活動を展開しているところであります。このような現状を踏まえ、教育委員会といたしましては、今後ともごみの分別箱の設置から始まる環境教育に限定することなく、各学校の実情に応じたさまざまな環境教育を積極的に取り組んでいくよう指導してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税についてであります。市長は、今取り組み中というふうな話ではありましたが、

先ほども壇上で言ったとおり、ことしの年収に税金がかかっていくのですが、帰省する頻度というよりも、帰省する人が多い時期が盆とか祭り、正月というふうになっていきます。そのときにやはり口コミから広がったりとか、家族と友人から広がったりというふうなことがありますので、できれば夏の盆、祭りのあたりまでにこのむつ市のふるさと納税に対する方針を決めてもらえればよかったのですが、条例の制定が必要なのでしょうか。条例の制定が必要なのだしたらお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ふるさと納税の関係につきましては、市税条例の一部改正ということで提案してございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そうではなくて、まず例をお知らせしますが、例えば都城市、都城市ふるさと納税応援団ということで、まずはふるさと納税をお願いしますというふうな内容を初めとして、どういうふうな仕組みでふるさと納税がそのふるさとに納税されるのか、そして手続はどういうふうな方法でやるのか、寄附されたその税はどういうものに使うのか、すべてきめ細かく説明されるものを既につくっております。越前市も一緒です。代表例ではありますが、やはりこういうのをPRの材料として準備しておかないと、ただ納税してくださいといったってするわけないのです。先ほど市長が言いましたとおり、他の自治体にむつ市の個人住民税が寄附されるという状況だって考えられるわけで、やはり先に取り組んだほうが勝ちとは言いませんが、優位に働くのは間違いないと思います。ですから、やったほうがいいのではないかと提案をしたのですが、今の私の話を聞いていかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ふるさと納税、これはむつ市を故郷としてむつ市以外のところにお住まいで、そちらで、その住んでいる先で税を納めている方、逆にむつ市に来ている、むつ市で生まれ育ったわけではないのですけれども、むつ市で税を納めている、この逆もありますので、今斉藤議員のご指摘のように、早くPRをしなければいけないというふうな思い、これも重々わかります。

さらに、都城市等の例を挙げました。こういう先進地の例もしっかりと研究もしますし、そして例えばふるさと納税をした方に観光地のサービス券を差し上げるとか、それから特産品を差し上げるだとか、そういう形で取り組んでいる地域もあります。知恵を絞ってやっていかなければいけない。これは、きのうでしたでしょうか、ふるさと納税の争奪戦というふうな報道もされております。ここで勝ち負けということではないのですけれども、やはりしっかりとしたPR、これは必要であると思いますし、当市でもホームページの開設、そういうふうなことでのPRもしていかなければいけない。そして、ふるさと納税をした方にはどういうふうな、果たして特典を求めているふるさと納税なのか、それとも本当にふるさとに対する思いなのか。サービスをしたから、いっぱいふるさとのか、決してまたそうではないと思いますし、そういうふうなところもよく研究もし、先進地からも学び、取り組んでいかなければいけない事案であると思います。

このふるさと納税がたしか5月1日だったかの施行後、ただちに市のホームページ、市長に直接、私に直接、横浜市にお住まいの昭和27年生まれの方から、この制度を使ってふるさと納税をしたいという申し出がありました。これに対してもメールで心から御礼を申し上げるとともに、今後の対応、今条例改正等もありますしということで返事をさせていただいております。その報道がされた

県内市でむつ市のこれが1件というふうなことでありましたが、その部分で、まだ現実的にはご寄附というふうなことになります。そのふるさと納税、まだちょうだいはしておりませんが、確実にその方はふるさと納税をしていただくというふうなご意思をメール等でいただいておりますし、私も電話をして直接御礼を申し上げているというふうなことで、1件1件大切に、そしてこのPRはしっかりと取り組んでいく覚悟でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） わかりました、よろしく願います。

本当にふるさと納税については、むつ市に住んでいる方の職業とかよく考えれば、例えば私が勤めている会社もそうですが、転勤族が非常に多いということで、自衛隊さんもそうです。出身がここでない人も数多くいますので、ぜひその方々がむつ市にそのまま税を納めてもらうような取り組みも当然必要だと思いますから、よろしく願いたいと思います。答弁は要りません。

時間がないので、次に脇野沢地区の不適正なごみ処理について再質問させていただきます。答えられないのは、答えられないということですので、市長を初め部局の皆さんにお願いしたいと思います。

まず初めに、この脇野沢地区の不適正なごみ処理をされた場所に市長は行って見たでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現地は4月上旬に、3月の末、また月初は、辞令、それから人事異動等さまざまな辞令交付等がありまして、月末から1日、2日は行けませんでしたが、上旬には現地を調査しております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それを見てどう思いましたか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この下に大変なものがあるなという思いをいたしました。そしてまた、非常に整地をされているというのですか、その部分、表面上は非常にきれいに整地をされておりましたので、この整地をされているその下に大変なものが潜んでいるのだなという思いをし、そして現場でたしか3本のボーリングの試掘をしている、そのパイプ、それらを見た記憶もあります。それから近くに小屋がありまして、小屋の高さまで盛り上げた、そして山を崩して採石をしているというふうな状況、近隣にホタテの貝殻の仮置き場がありまして、その部分はロープが張られ、そしてきちりとして表示がされているというふうに、どう思いましたかというので、まずその状況を見て驚いた次第でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） あそこの場所は、教育民生常任委員会でおととい視察させていただきました。説明も受けながら視察したのですけれども、非常に今後どうしたらいいかなと、現場を見ただけでも悩むぐらい大変な場所でした。一連の、その場所ではなくて、もっと奥の最終処分地だったところ、現在も最終処分地として、使っていないみたいですが、認可を受けて最終処分地として扱っているところ、3カ所見ましたが、そのところも全部含めて質問を何点かさせていただきたいと思います。

まずは、野焼きをしたということでありましたが、過去に野焼きについて県から指摘を受けているはずですが、その指摘を受けた以降も野焼きを続けたということでありましたが、なぜそんなことになったのでしょうか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 野焼きをしているのを県は指摘したようですが、指摘以降も野

焼きを実施した理由についてのお尋ねでございます。この指摘した事項の記録は、平成4年10月30日の脇野沢村村議会総務文教常任委員会の委員長報告の記録にございました。それを要約してお話ししますと……

（「時間がないので、簡単にお願
いします」の声あり）

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） はい。最終処分場の埋め立て状況及び口広の野焼き状況を視察した後、青森県環境保健部から野焼きは違法であり、早急な対応が望まれると指導を受けたと。これに対し委員長報告は、現在のごみ焼却場は全く使用不能の状態であり、数百万で修理したとしても稼働するかどうか疑問であると。全面改築する予定であるが、供用開始は平成7年春ということであると。何らかの方法を講じ、今までどおり野焼きをすることもやむを得ないという結論に達しましたという報告がなされております。これは、平成4年10月の報告ですので、この場所の口広というのは、赤坂地区においては平成4年11月ごろから投棄が始まったように確認していますので、この平成4年10月の口広というのは、旧最終処分場で野焼きをしたことを県が指摘をしたということになります。ですから、現在の赤坂地区の野焼きを禁止すると、やっていないことですから、やめるという指示ではなくて、旧口広処分場のことについて指示がありました。

ただし、なぜその後も続けたかと。これは委員長報告ですので、続けたことになってはいますが、常任委員会でもごらんになりましたとおり、あの地は道路を挟んで右側、左側とも細長い形状になっております。満杯の状態になった処分場で廃棄物等を焼かずに処理するということではできません。焼いて小さくして処理したかと状況判断しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今言われたのは、最終処分場というところで、今問題になっている場所ではないのです。今問題になっている場所で野焼きがされていたというふうな話を聞きましたが、ここは県は知らなかったということで間違いはないですか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 現在問題になっている赤坂地区においては、最初から野焼きをするような状況にはございませんでした。非常に広い面積で、覆土も山間部でしたので、山間の側面を削りながら覆土すると、わざわざ燃やす必要がなかったものですから、当初は埋め立て処理をいたしております。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） この前教育民生常任委員会で視察したときは、野焼きがあったと説明を受けましたが、ではそれは間違いですね。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 正確な説明ではなかったかと思えます。旧処分場で野焼きしていることを県から指摘されたと。赤坂地区は、その当時はまだ埋め立て処理を行っておりました。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 確認しますが、今問題になっている場所では野焼きはしていないということで間違いはないですね。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 平成6年10月、脇野沢清掃センターが完成いたしました。これによって、今まで赤坂地区に搬入していた可燃ごみは、その清掃センターで処理することができました。ですから、処分場的に使っていた赤坂地区に

おいて処理をしやすいするために、例えば廃材ですとか、そういうものを埋め立てするには、やはり小さくして攪拌していくことがよいと判断したのかどうわかりませんが、そこで野焼きを平成6、7年ごろから開始しています。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほど野焼きしていないと言ったのに、今度は野焼きをしていたというふうになって、どちらなのでしょう。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 平成4年当初搬入した時期においては野焼きはしておりません。

○議長（村中徹也） 事実だけお答えください。しているか、していないかでいいです。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） しておりました。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 最初からしていたと言ってください。

野焼きをした後、その上に土をかぶせています。その土はどこから盛って、だれが持ってきましたか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 採石場跡地ということもあって、山肌が見えておりました。山間サンドイッチ方式といいますか、山肌を崩しながら埋め立てしていたようです。

以上です。

（「だれが」の声あり）

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 委託された事業者です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 委託された事業者は、だれに委託されましたか。

- 議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。
- 脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 脇野沢村と事業者の契約であります。
- 議長（村中徹也） 25番。
- 25番（斉藤孝昭） わかりました。では、村と事業者と_____ということで間違いありませんね。
- 議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。
- 脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 契約を締結しております。
- 議長（村中徹也） 25番。
- 25番（斉藤孝昭） わかりました。
- それでは、違うことをもう一回聞き直します。おととい行ったときに、河川の改修だったかちょっと忘れましたが、捨て石が何トンか置いてありました。聞いたところ、知らないうちに置いてあったというふうなことでありましたが、3月末に気がついたので、撤去するように命じたら、7月までには撤去するというふうなことを言われたので、置かせているというふうなことでありました。市有地に勝手にそういうものを置かせていいのでしょうか。
- 議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。
- 脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 勝手に置いたということは事実でありますので、本来お願いしますというようなことで、捨て石を再利用するので、そこに置かせてくださいという意思表示があればすんなりと受け入れたことになるのですけれども、何分勝手に置いていったものですから、その捨て石は何のためのものかということとその置いた方に問い合わせたところ、実は今度川内地区の川の捨て石に使うために7月まで置かせてほしいということでしたので、そういう再利用の関係であれば、承諾するということが現在も承諾しています。
- 議長（村中徹也） 25番。
- 25番（斉藤孝昭） ということは、日常そういう

- 行動が行われていたと疑われざるを得ませんが、そういうことは今回が初めてなのですね。
- 議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。
- 脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 今回が初めてです。
- 議長（村中徹也） 25番。
- 25番（斉藤孝昭） もしよかったら、建設部長にお答え願いたいのですが、工事の請負をする場合、再生資源利用計画書、当然出しますよね。それには、その物の行き先、処理の方法、最終的にどういうふうなところでどういうふうな処理をしたか。廃棄物業者へ頼む場合はマニフェストをつけることになっていますよね。それは、その仮置きというふうなこととか、市有地に勝手に置いてもいいというふうなことは明記できるようになっていますか。
- 議長（村中徹也） 答弁者に申し上げます。
- 市の最高責任者である市長以外を指名することは行政実例と運用等で原則禁止されております。しかし、市長の補足としてその範囲内で発言することは、その限りではありません。ご了承願います。
- 市長。
- 市長（宮下順一郎） その部分におきましては、建設部長から答弁をさせます。
- 議長（村中徹也） 建設部長。
- 建設部長（太田信輝） お答えいたします。
- 工事関係で出されます産業廃棄物、我々は建設副産物と言っておりますけれども、これにつきましては、ちゃんと県のほうに届けを出しまして、どういう処理の仕方をするか、通常中間処理場へ持って行って再利用というような形になるかと思っております。ただ、土砂の場合は、これはまだ建設副産物としては扱われておりませんので、少量であれば自由捨てと、それから大量で捨て場所があれば、そこを指定して投げさせるという形でござい

ます。

今齊藤議員がお話しの仮置きでございますけれども、これは工事で出たものか、それともどこから、例えば買ってきて置いたものか、これによって全然変わってきますので、そこについてはちょっとお答えしかねると思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 脇野沢村では、そこまで確認したのでしょうか。買ってきたのか、工事から出たのか確認したのでしょうか。村でない、失礼しました。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） ご質問を確認したいのですが、捨て石のことでよろしいでしょうか。

確認しておりません。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） いいですか、いろいろ問題がある場所で、いまだにこんなことをされているのです。市長、今の一連の流れを聞いてどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 捨て石等ただちに調査をし、適切な処理をさせます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 先ほどの私の質問の中で、業者と_____というふうな表現をしてしまいました。申しわけありません。事実関係もなくそういうことを言ってしまったことにおわびします。議長の配慮で、もしよかったら処分をお願いします。

それでは、質問を続けます。時間がだんだんなくなってきていますが、市長が隣の場所にホタテの貝殻が盛り上がっているという感想を先ほど申し述べました。そのホタテの貝殻はとりあえず一時仮置きというふうになっているのですが、今問

題になっている場所まで行く道路に敷き詰めてあります。過去にやったものだと思いますが、ホタテの貝殻を道路に敷き詰めるということは合法ですか、違法ですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

ホタテの貝殻は産業廃棄物でございますので、道路に敷き詰めるのは不適正な処理と考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） それは、過去に県から指摘がありませんでしたか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

特になかったと伺っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） では、今後指摘を受けると思っていますので対応をよろしくお願いします。

そのホタテの貝殻なのですけれども、一時仮置きというふうになってはいますが、どこから来ているか、私は調査していないのでわからないのですけれども、とりあえず仮置きということなので、年間何トン持ってきて、何トン搬出しているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） あの仮置き場は、平成16年度から土地の貸借契約をいたしております。搬入量、搬入堆積については把握していません。出したほう、搬出については1.198立方メートル、平成17年度搬入が886立方メートル、搬出したものはありません。平成18年度搬入が867立方メートル、搬出が96立方メートル、それから平成19年度搬入が991立方メートルですけれども、平成19年度は搬出はございません。平成20年度は、現在のところ325立方メートルが搬入され

ております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） ということは、どんどんたまっていきますよね。なのに、私は最近しか知りませんが、身近な人に聞くと、大体同じような量が積まれているというふうなことから、もしかして隣の今問題になっている投棄場所にホタテの貝殻も投棄しているという事実は確認しているのかしていないのか、お願いします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 隣の場所ということでございますけれども、再利用に要するためにナマコの養殖に利用するというので、ナマコの養殖に利用するためには、1年間砕かないで雨ざらしにしておく状態が要求されます。それで、道路の右側のホタテの一時置き場にそのまま置きますと貝が崩れるということで、左側の残土処理場に一時的に置いて、今はホタテの一時置き場のほうに移しております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） この前行ったときに、その不法投棄されている場所にホタテの貝殻もそれなりに山積みになっていましたが、それはその一時仮置き場から移したもののなのか、それともそこにそもそもだれかが捨てたのか、わかっていたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） これは、判断しますと、ナマコの養殖のために一時残土処理場に置いたものが一応雨等できれいになったという状態で、今度はホタテの一時置き場のほうに移しました。その際、底にあるものまで移せなかったようでございます。それを今度は盛り土というふうな形で、ちょっと山積されたような状態に見えたかと思えます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 市長、だんだんわかってきましたね。自由自在に何でもありだったのです。これから対応するのに大変苦労すると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

まだまだあります。あそこにさびたブルドーザーがありました。「脇野沢村」と書いてあります。市長も多分見たと思います。あれは、産業廃棄物なのかお伺いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

キャタピラー三菱製クローラーショベルについては、旧脇野沢村が平成2年8月に購入し、使用していましたが、現在は使用していないため、今年度中に処分する予定であると伺っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） もしかして、今回の事例が発覚しないと、一生あそこに置いてたのですかね。何かそういうふうにしちちょっと私は思わなかったのですけれども、片づけるというのですから、それはそれでいいでしょう。

現在その、今言ったホタテの貝殻を置いてある場所の下に九艘泊川の流域工事の残土を今搬入しているのです。残土を搬入してもいいという許可を与えたというふうな話を聞きましたが、残土はただ山に捨ててはだめなのではないですか。下に流れないように土どめをつくったり、いろんな対策をするのが必要なのではないですか。今のところは何もなくて、ただ搬入だけしているようですが、そのところの許可と、その対策がどういうふうになっているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 残土処理に当たって、いわゆる法的な規制は何かないのかというようなことかと思っておりますけれども、県や市町村によっては、いわゆる残土条例を設置し、適切な埋め立てが求められております。また、当然農地

法などの関係法令は遵守していかなければなりません。今回の九艘泊川の残土処理に当たっては、市有地利用承諾書というものに搬入期間、搬入時間、搬入車両、搬入土質、搬入土量、積載容量換算表など環境保全などに努めるため、いろんな遵守事項を設けて適切な処理をしているかと考えております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の第5項「土木工事、建築工事等の工事を行う者は、当該工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等が飛散し、及び流出することのないように適正に管理し、市民の生活環境を悪化させないようにしなければならない」。今の九艘泊川の残土は、ただ坂の上のほうから下のほうにダンプで押しているだけなので、雨が降ったら下に流出する可能性があります。その対策は必要です。簡単に許可を与えたということですが、これも後に問題になるものだと思います。対策をお願いします。市長、答弁をお願いします。

○市長（宮下順一郎） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 土砂等の流出についての対応でございますけれども、完成した時点では吹きつけ等を行って、芝、のり面をつけて土砂の流出が防がれるようになっております。今の施工中においても土砂の流出がないようにというような利用協議書を取り交わしております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今聞いたことを本庁舎の担当の方は多分知らないですね。知っていましたが、民生部長……ではなくて、個別の名前を言うのはだめですけれども、脇野沢庁舎の権限でいろんなことをできるのですね。本庁舎の人はほとんど知らなくて、向こうのほうだけでのやりとりでいろんなことの事例が発生しているのが、多分この問題になっている根底だと思います。何とかしてこ

れを解決するためには、やはり本庁舎と分庁舎の連携をもっと密にすることだと思います。市長は、今までの話を聞いてどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この事案が発覚をいたしましてから、民生部、これは産業廃棄物、一般廃棄物等のプロであります。そしてまた、法関係は総務部というふうなことで、1つの部で対応することなく、2つの部、これがしっかり連携をとって対応しなければいけないと、こういうことで、両部長を私のところに呼びまして、強くこれは言明をしたところであります。その部分において、脇野沢庁舎所長を初めとして、今管理課長がるご説明をしております。そういう部分で、この真相解明のためには、しっかりと、2つの部にとどまらず、全庁挙げてのさまざまな部分、視点、切り口もいっぱいご指摘を受けております。そういうふうなところの対応に努めていく覚悟でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） では、市長、もっと大変なことをお知らせします。

ホタテのうろを捨てたという最終処分場にもおととい行ってきました。そこから出ている水が非常に濁っておりました。普通の水たまりとは違う水に見えました。当然今後その水質検査もすると思いますが、聞くところによると、ホタテのうろは年数がたってもなかなか土に戻らないような話も聞いておりますので、もしかすればそこからも何かが出ているかもわかりません。今後どういうふうな対応をするのかわかりませんが、一緒に同行した民生部長が知っておりますので、まずは後で民生部長からどうだったか報告を受けてください。

最後になりますけれども、平成15年度に一般廃棄物の搬入を停止していると言われている最終処

分場があります。そこにも行ってきましたが、まずは廃タイヤがありました。そして、あとはむつ市の指定ごみ袋もありました。ごみの袋の中をあけてみたら、最近のものだというふうなことを感じるものが入ってありました。ここは、平成15年度から一般廃棄物の搬入をしていないと言っているにもかかわらず、そういった合併後の指定ごみ袋、または廃タイヤがあるということは管理体制に問題があると思いますが、そのところを答弁願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） むつ市の指定ごみ袋がそこに投棄されていたと、ごみ袋に詰められたごみが投棄されていたということでございますので、これは合併後の問題であります。これは、私も改めて来週にでも現地を調査させていただきますし、しっかりと対応をとらせます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 最後にありました。

不適正と思われる事例も、これって本当に大丈夫なのと言われている事例も、この場所にはすごいいっぱいあったのです。もっと細かくお知らせすることもあったのですけれども、時間の関係もあるし、そんな細かいことを議会で言ったって仕方ないというのも考えましたので、これで終わりますが、今後この問題について対応する部署はどこになるのか。その総責任者はだれなのかだけ最後にお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどもお話をいたしましたように、民生部、総務部、そして最終責任者の私が責任を持った処理をしていかなければいけない。そのためには、情報を収集しなければいけませんし、ただいまさまざまご指摘のあった部分があります。初めてお聞きする部分もあります。そういうふうなところを漏れのないような形で調

査、真相解明をし、また環境への影響、これもしっかりと調査を進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） ただいま齊藤孝昭議員の一般質問中において、発言者本人から _____ 字句について、不適切な発言でありますので、議長において処理されたしとの申し出がありました。議長といたしましては、会議規則第66条の規定により、適切に処理をしたいと思いますので、ご了承願います。

これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月23日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、6月23日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明6月21日及び22日は休日のため休会とし、6月24日は村川壽司議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時20分 散会